

第2次 多久市環境基本計画

緑園に輝くまち 多久 ～自然が輝き人と共生する～



天ヶ瀬地区の棚田風景

令和6年3月

多久市

ごあいさつ

多久市長 横尾 俊彦



私たちはまさに宇宙暦の最先端の瞬間を刻みながら今を生きています。生命体の宝船のように見える地球。そこに生息する幾千万の生物たち。人の一生の歳月をも越えて生き、永年にわたって佇む樹木もあります。壮大な絶景空間、山岳の雄姿、広大で美しい大海原を眼前にすると、あらためて我々人間という存在の小さきことなどを痛感させられます。清らかな水、爽快な空気、美しい光景の中に多数の生物たちがいます。メダカ泳ぎ、蛍舞う光景は市内では普通ですが、実は貴重なことです。この貴重で豊かな環境は、必ずや未来世代にも引き継ぐべきものです。私たち1人ひとりには、この環境を未来の世代に繋ぐ責任があります。

未来のためには、地球的視野と洞察力と感性、そして決意が必要です。改善を決意したからには社会的かつ個々のアクションも欠かせません。その活動は、地道で、苦勞も多く、目立たない作業でもあるでしょう。でも、平凡な努力を非凡に積み上げれば、かつてない境地に至ります。人に知られずとも、自ら発意し、必ず行う「凡事徹底」が不可欠です。これは「日本を美しくする会・掃除に学ぶ会」創唱者鍵山秀三郎先生が提唱される信条で、私も「凡事徹底」を心に刻んで、努めています。そうじの会では、毎月有志で市内道路のゴミ拾いなどを続けています。実践を通じて、「ひとつ拾えばひとつきれいになる」を教えられます。一人の行動は小さくとも、皆の実践になれば確実に変わっていきます。

より良き未来創造のためには、この環境基本計画にも実践が大切です。理念の実現に向けて、衆知を集め、〈知る・調べる・行う〉ことです。年々歳々、創意工夫を加え、計画と実践を新たにすることも必要です。世界テーマであるカーボンニュートラルにも今後実践が求められます。環境をより良く未来に繋ぐため、皆様の関心と参加をお願い致します。

結びに、この計画書が皆様の今後の活動の参考になることを念じつつ、本計画策定に尽力下さった全ての方々に感謝を申し上げますとともに、今後も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

目次

第1章 計画の基本的事項	1
I. 計画策定の目的	2
II. 環境基本計画で取り扱う環境の対象範囲	2
III. 計画の位置づけ	3
1. 計画の役割	3
2. 持続可能な発展を目指して	4
IV. 計画の期間	5
V. 計画検討にあたっての基礎的な要件	6
1. 多久市の概況	6
2. 環境をめぐる社会の動向	11
第2章 第1次多久市環境基本計画の実績と評価	13
I. 市民アンケート調査による市民の環境意識	14
II. 取組の成果と課題	15
第3章 多久市の目指すべき環境像	17
I. 目指す環境像	18
II. 環境分野と目標	19
1. 地球環境	19
2. 自然環境	19
3. 生活環境	19
4. 快適環境	20
5. 環境保全体制	20
第4章 施策への展開	21
I. 施策の体系	22
II. 施策の内容	24
1. 地球環境	24
2. 自然環境	30
3. 生活環境	33
4. 快適環境	38
5. 環境保全体制	41

第5章 計画の推進	45
I. 計画の推進体制	46
1. 推進体制	46
2. 組織の役割	46
II. 計画の進行管理	47
1. 計画の目標と進捗指標	47
2. 進行管理及び報告	47

【資料編】

1 多久市環境基本条例	資－ 2
2 多久市環境審議会規則	資－ 6
3 多久市環境審議会名簿	資－ 7
4 策定経過	資－ 7
5 パブリックコメントの概要	資－ 9
6 第1次多久市環境基本計画の実績と評価	資－10
7 環境に関する用語集	資－11

※：計画書本文中の※は、資料編の「7 環境に関する用語集」に解説のある用語であることを示す。

第1章 計画の基本的 事項

- I. 計画策定の目的
- II. 環境基本計画で取り扱う環境の対象範囲
- III. 計画の位置づけ
 - 1. 計画の役割
 - 2. 持続可能な発展を目指して
- IV. 計画の期間
- V. 計画検討にあたっての基礎的な要件
 - 1. 多久市の概況
 - 2. 環境をめぐる社会の動向

第1章 計画の基本的事項

I. 計画策定の目的

多久市は緑あふれる豊かな自然に囲まれ、いにしへの文化を今に伝える孔子の里として発展してきました。一方で今日の私たちの豊かな生活は、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量排出の上に成り立ってきた社会です。私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、環境への負荷を著しく増大させ、その結果、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境をも脅かしています。特に地球温暖化*問題は「気候危機」とも言われ、異常気象や災害の多発などといった形で顕在化し、私たち一人ひとり、この星に生きるすべての生物にとって避けることのできない喫緊の問題として浮上してきました。

私たち市民は限りある資源を大切にするとともに、賢く活用し私たちや将来の世代の誰もが変わらぬ地域環境からの恩恵を享受できる持続可能な社会への転換を進めていく必要があります。これらの課題を解決するために、市、市民、事業者がそれぞれの立場における役割を明らかにし、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

市では、平成24(2012)年に環境の保全についての基本理念を定めた「多久市環境基本条例」を制定し、平成26(2014)年には条例に基づく環境行政の最上位計画となる「多久市環境基本計画」(以降、「前計画」とする)を策定しました。以後、環境施策の多様な分野に対して積極的に取り組んできましたが、このほど令和5(2023)年に計画期間の終了を迎えたことで、前計画の評価を行うとともに、社会状況の変化を踏まえて、新たに「第2次多久市環境基本計画」(以降、「本計画」とする)を策定しました。

II. 環境基本計画で取り扱う環境の対象範囲

計画の対象地域は多久市全域とします。ただし、環境によっては牛津川流域圏での取組、広域処理を前提としたごみ処理の取組などのように、市域の枠を越えて検討すべき取組内容もあります。地域を越えた対応が必要な場合は、周辺自治体、県、国と連携して対応します。

また、本計画で取り扱う環境の対象範囲を以下のように設定します。

■環境の対象範囲

環境分野	要素
地球環境	地球温暖化* (緩和・適応)、ごみ・リサイクル など
自然環境	生態系、動植物、外来生物* など
生活環境	大気質、騒音・振動、悪臭、水質 など
快適環境	歴史的・文化的遺産、まちなみ景観、公園 など
環境保全体制	環境教育、環境保全活動団体、環境情報管理 など

Ⅲ. 計画の位置づけ

1. 計画の役割

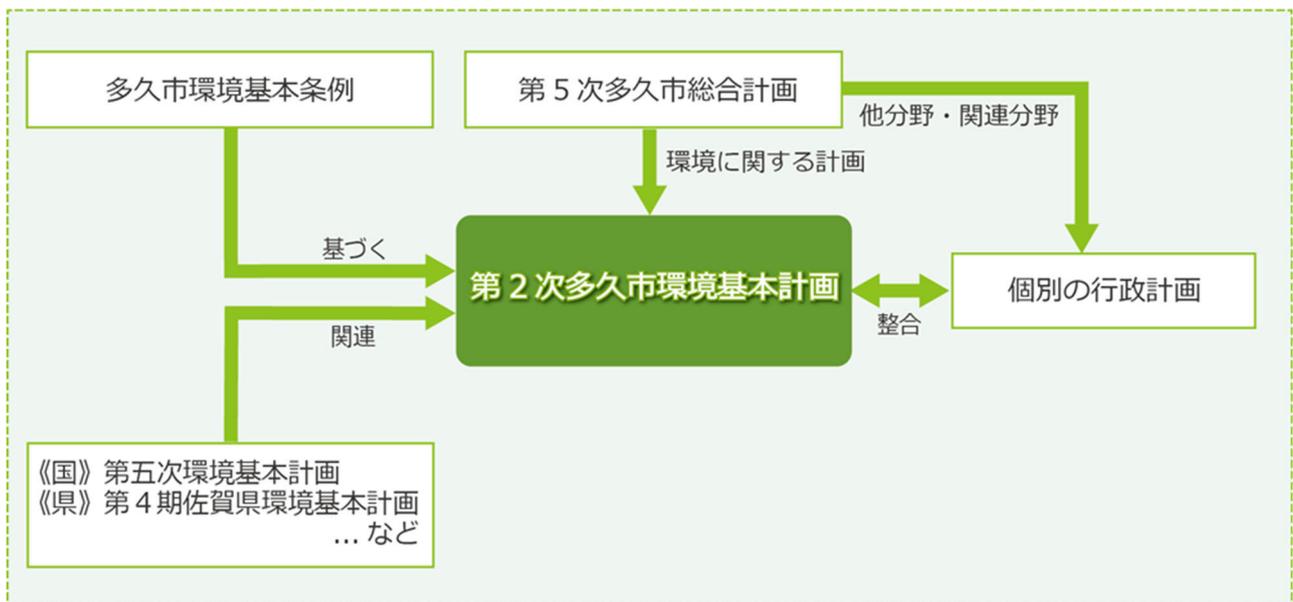
本計画は、多久市環境基本条例（平成 24 年多久市条例第 14 号）第 17 条の規定に基づき策定する計画で、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

同時に第 5 次多久市総合計画（令和 3（2021）年策定）の目指す将来像“緑園に輝くまち 多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～”を環境面から実現していく役割を担っています。

環境の保全についての基本理念

- 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承し、維持されるよう適切に行わなければならない。
- 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全を行わなければならない。
- 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行わなければならない。

抜粋：多久市環境基本条例 第 3 条



■計画の位置づけ

2. 持続可能な発展を目指して

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs*：Sustainable Development Goals）は、令和 12（2030）年を目標とした持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられ、国や地域、企業や個人など、あらゆる主体が協力して取り組むことが重視されています。

第 5 次多久市総合計画では、“SDGs*の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGs*を原動力とした地方創生を推進していく”ことが述べられており、本計画においても SDGs*を意識した取組を展開していきます。

SDGs*は環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に向上させていくことにより、持続可能な社会を実現するための目標です。また、様々な分野にまたがる取組を、その波及効果を念頭に一体的に進めていくことで相乗的な効果を期待する考え方でもあります。

本計画では環境分野ごとに位置付ける基本施策・施策の推進において、SDGs*の考え方を意識しながら取り組むために、環境分野と SDGs*の関連付けを行っています（第 4 章、I 参照）。



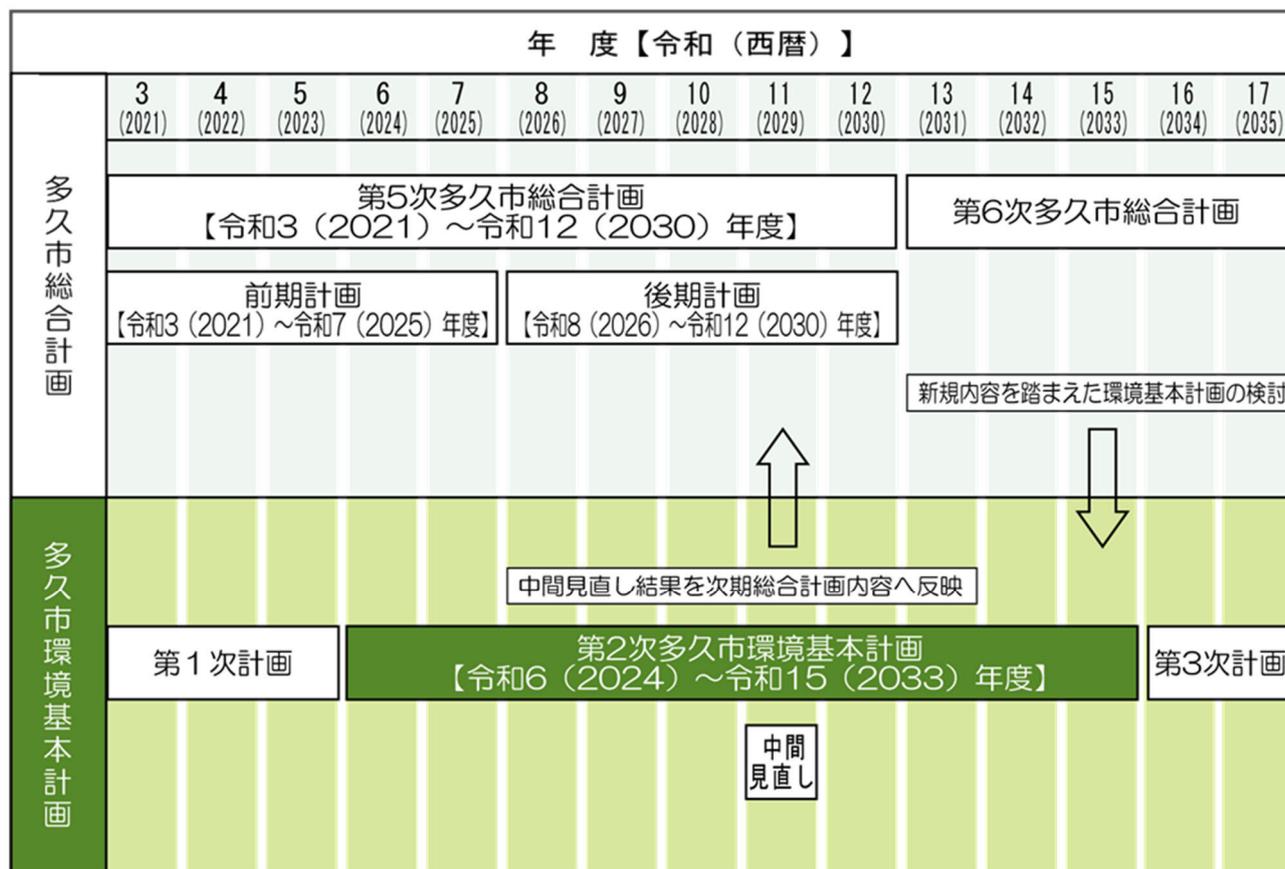
資料：国際連合広報センター

■SDGs*の17の目標

IV. 計画の期間

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。

ただし、環境をめぐる近年の社会の動向はめまぐるしく変化しています。これらの変化に対応し、施策内容の見直しを図るため、計画開始年から 5 年後の令和 11（2029）年度に中間見直しを行うとともに、必要に応じての見直しも検討します。



■計画の期間

V. 計画検討にあたっての基礎的な要件

1. 多久市の概況

(1) 社会特性

1) 位置

多久市は佐賀県のほぼ中央に位置し、東は小城市、佐賀市、北は唐津市、南から西にかけては江北町、大町町、武雄市と接しています。

多久市中心部から県都佐賀市までは自動車ですら約30分、福岡市までは自動車ですら約1時間の距離にあります。多久市の総面積は96.56km²で、東西14.96km、南北11.60kmの距離を有します。

四方を山に囲まれた盆地のまちで、市の中央部に広がる平坦地には牛津川をはじめとする大小の河川が大地を潤し、緑豊かな田園地帯を形成しています。

2) 沿革（歴史等）

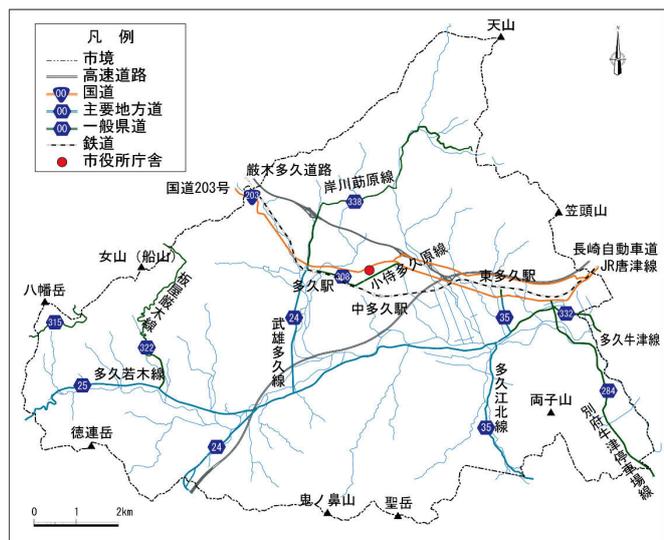
本市の歴史は古く、約一万二千年前には、多久市で産出するサヌカイト（讃岐石）と呼ばれる硬い石を用いた石器制作の日本最大規模の遺跡が残されるなど、早くから人の生活の場として拓けた地であったことがうかがわれます。

また、“孔子の里・文教のまち”としての素地は江戸時代に形成されました。江戸時代、多久氏は鍋島氏の御親類同格として、代々、佐賀藩の家老職を勤めた家系です。多久四代領主・多久茂文は、幼い頃から学問に厚く学校や聖廟の建設を思い立ち、元禄十二年（1699年）邑校・東原庠舎を建て、宝永五年（1708年）多久聖廟を完成させ、積菜※を行いました。積菜は現在も途切れることなく古式ゆかしく続けられています。

また、多久市の主産業は、米麦を中心とした農業でしたが、十八世紀に始まった石炭の採掘は、需要の増大とともに盛んになり、中小鉱山が各地に開坑し、主要産業として発展しました。現在採掘している場所はありませんが、市内にはその当時の遺構が多く残されています。

また、行政区としての多久は、明治十一年（1878年）郡区町村編成法により小城市に属し、明治二十二年（1889年）の市町村制施行により東多久村、南多久村、多久村、西多久村、北多久村の五村が村政を敷きました。明治二十四年（1949年）には北多久村が人口の増加により町政に移行し、その後、昭和二十九年（1954年）に五つの町村が合併し、多久市の誕生となり現在に至っています。

※：孔子に感謝する儀式の1つで、多久聖廟では甘酒や銀杏（棗）・栗・芋・筍の野菜類と雉肉（鮓）・御飯・餅などを供える積菜が行われている。



■ 多久市の位置図

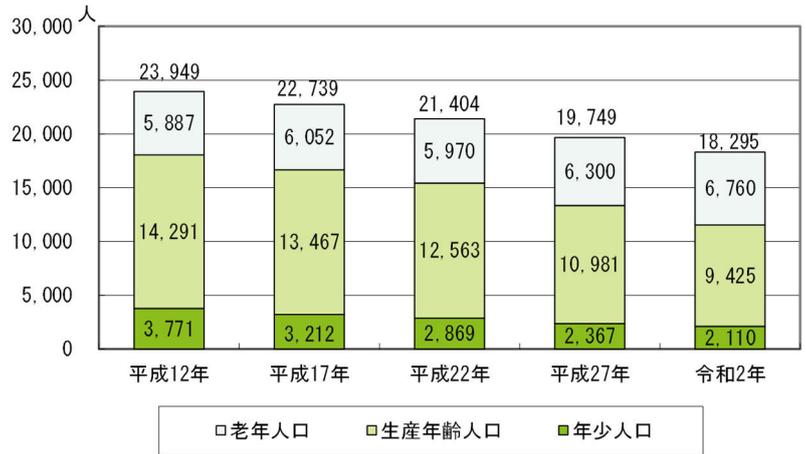
3) 人口

●人口の推移

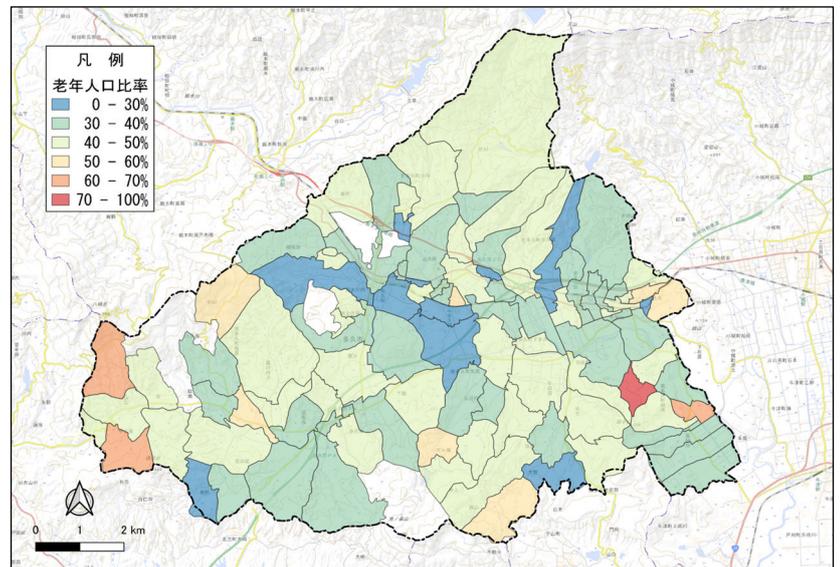
令和2(2020)年の国勢調査によると、多久市の総人口は18,295人で、平成12(2000)年の23,949人を100%とすると、この20年間で約20%の減少となっています。

年齢構成をみると、令和2(2020)年では65歳以上の老年人口は総人口の36.9%を占め、生産年齢人口、年少人口がともに減少する中、大幅に増加しています。なお、老年人口比率は地区別にみると幹線道路沿線地区では低いものの、郊外に離れるにしたがって高くなる傾向がみられます。

多久市の世帯数、一世帯あたり人口はともに減少しています。令和2(2020)年の一世帯あたり人数は2.70人で、単独世帯の増加が進行しています。



資料：国勢調査
(総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。)
■総人口の推移

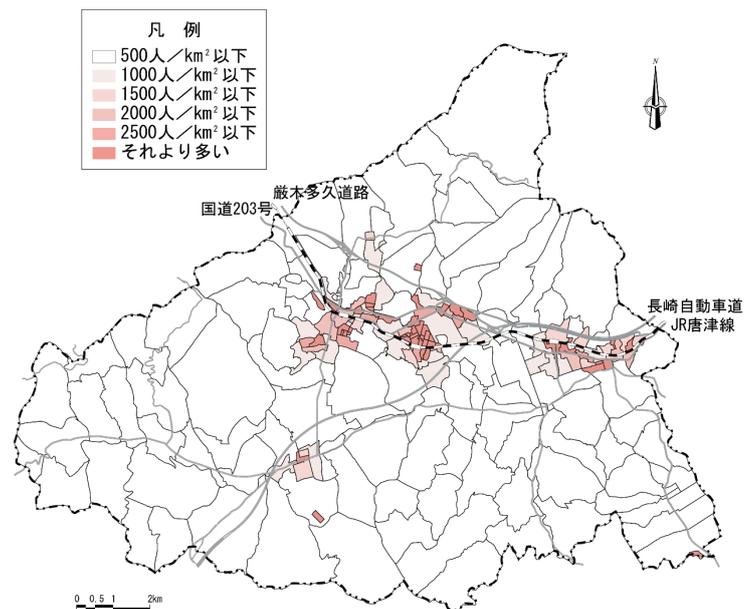


資料：国勢調査
■老年人口比率分布図

●人口の分布状況

多久市の人口は主に国道203号などの道路沿線上に集中しています。

国道203号は幹線交通を担う道路でもあり、生活環境とその他経済活動域が接する場所にもなっています。



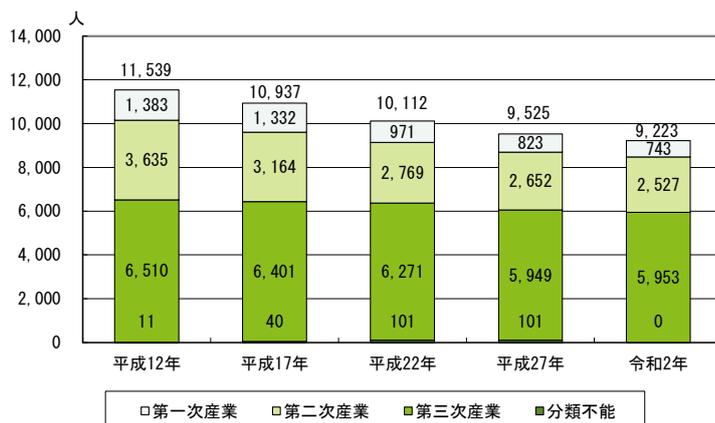
資料：国勢調査
■人口分布状況

4) 産業

令和2(2020)年国勢調査による多久市の就業人口総数は9,223人で、平成12(2000)年から減少傾向で推移しています。

産業別でみると、令和2(2020)年の第1次産業は8.1%、第2次産業は27.4%、第3次産業は64.5%となっており、第3次産業の比率が最も高くなっています。

産業大分類による内訳では、「製造業」従事者が17.6%で最も多く、次いで「医療、福祉」が17.4%、「卸売業、小売業」が13.4%となっています。

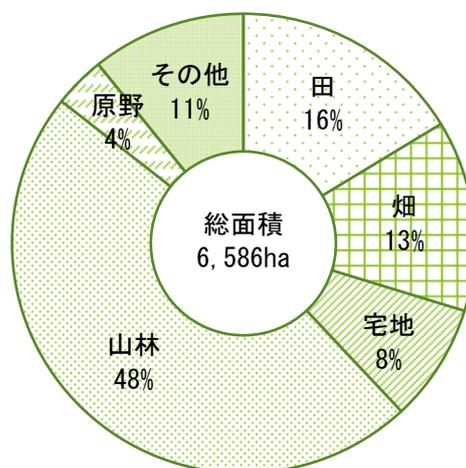


資料：国勢調査
■就業人口の推移（多久市）

5) 土地利用の状況

多久市の土地利用の状況（令和2(2020)年1月1日現在）をみると、「山林」が48%と最も多く、次いで「田」の16%、「畑」の13%の順となっています。

土地利用の経年変化では、平成27(2015)年以降利用地目面積に大きな変化はみられません。



令和2年1月1日現在

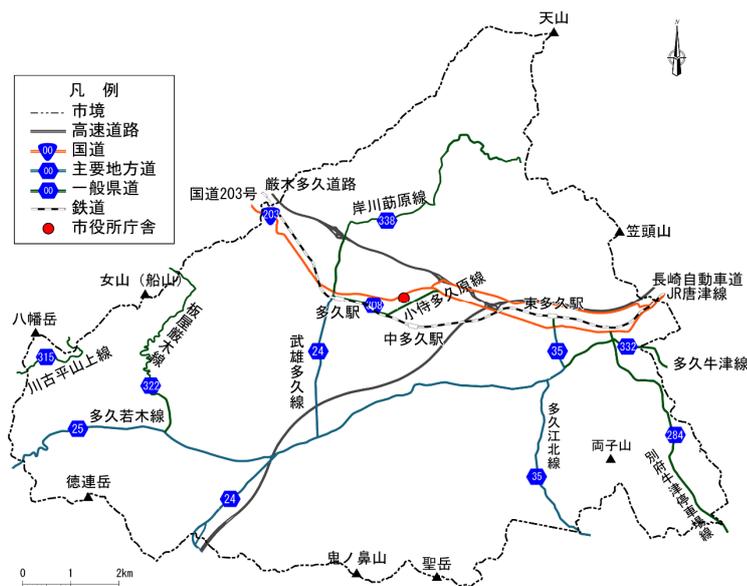
資料：令和2年版 佐賀県統計年鑑
■地目別土地利用の構成比率（民有地のみ）

6) 道路・交通網

多久市の道路網は、長崎自動車道（多久インターチェンジ）、厳木多久有料道路、国道203号と3路線の主要地方道等を主軸に構成されています。

鉄道については、JR 唐津線が市内を東西に横断しており、東多久駅、中多久駅、多久駅の3つの駅があります。

路線バスについては、民間バス事業者による運行路線の廃止や運行便数の減少により、市内に公共交通空白地域が散在するようになり、高齢者など地域住民の移動手段確保のため、平成17(2005)年10月から自家用有償バス（ふれあいバス）が運行されています。

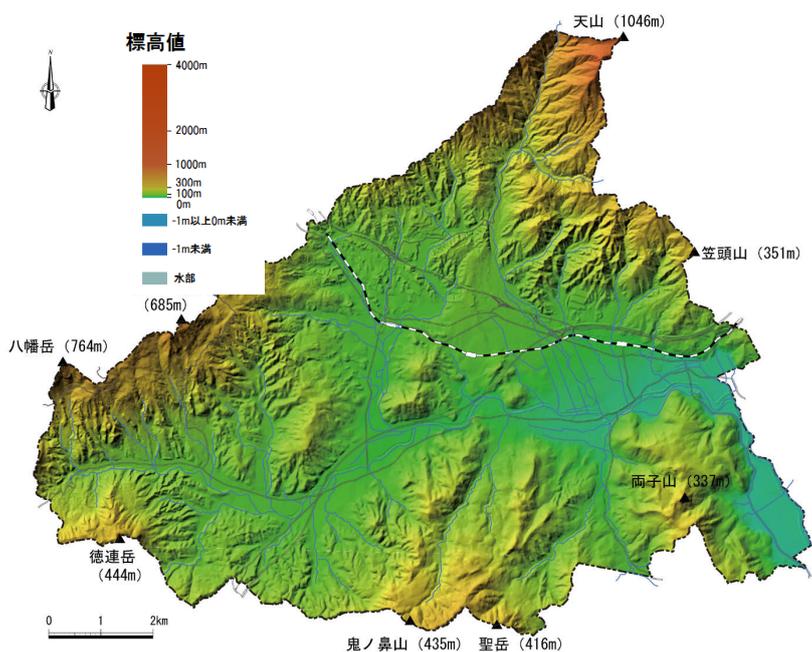


資料：国土地理院ホーム ペースマップ標準地図、Google 地図
■市内の主要な道路・交通網

(2) 自然特性

1) 地象

多久市は、北の市界に位置する天山（標高 1,046m）、東の笠頭山（標高 351m）、南の両子山（標高 337m）、聖岳（標高 416m）、鬼ノ鼻山（標高 435m）、西の徳連岳（標高 444m）、八幡岳（標高 764m）、船山（標高 685 m）などの山々に四方を囲まれた盆地状の地形にあります。中央部は牛津川によって開かれた平坦地が広がっていますが、周辺部にかけては丘陵地、中山間地、山間地と変化に富んだ地形が広がっています。

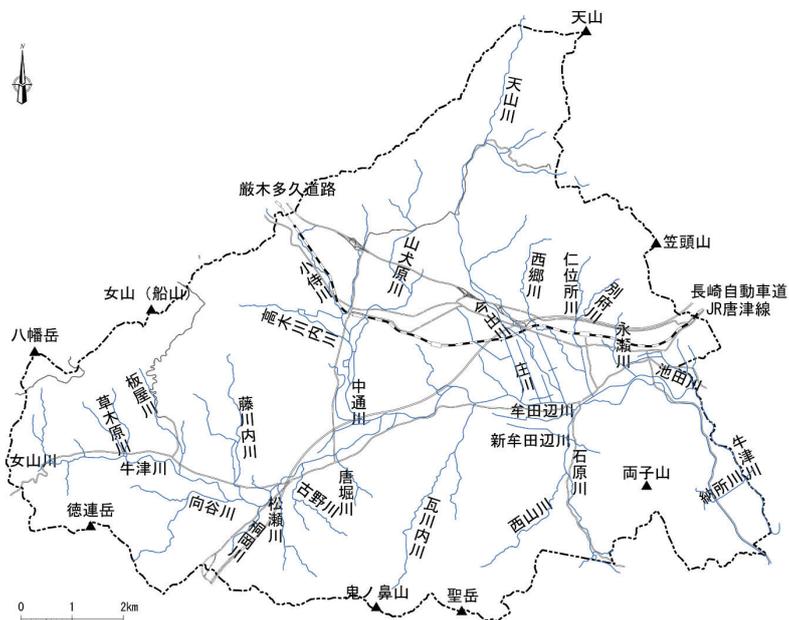


資料：国土地理院ホーム 色別標高図
■多久市の地象図

2) 水象

多久市には六角川水系に属する多くの河川があります。

本市が水源域に近い山よりの場所に位置し、四方を山に囲まれているため、流路方向も様々な多くの支川が存在しています。これらは牛津川に合流し、全体的には西から東に向かって流れくさりながら六角川に合流し、最終的には有明海に注いでいます。

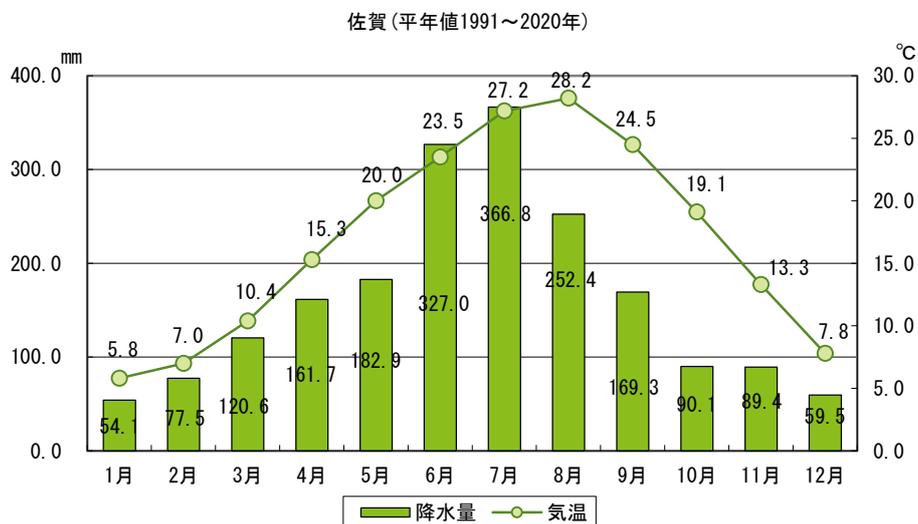


資料：国土数値情報 河川データ（平成 19 年度）
■多久市の水象図

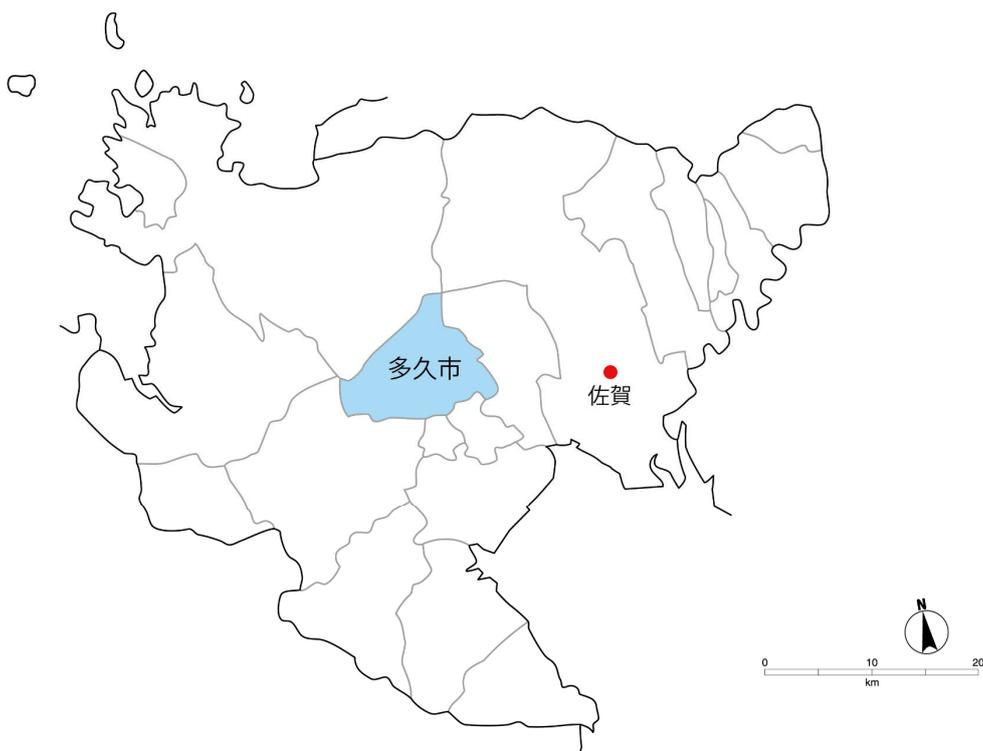
3) 気象

多久市の気候は、大きくは内陸型気候区に区分されます。

最寄りの気象観測所である佐賀地方気象台のデータによると、平年値（平成3（1991）～令和2（2020）年）における年間平均気温は16.9℃で全般に暖かく、年間降水量は1,951.3mmで降雨にも恵まれています。



資料：気象庁ホームページ（気象統計情報）
 ■ 多久市近郊の気温・降水量



■ 多久市近郊の気温・降水量の測定位置図

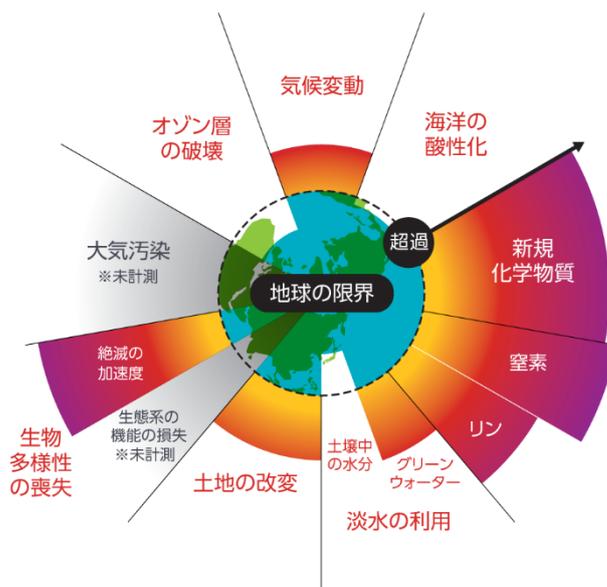
2. 環境をめぐる社会の動向

環境をめぐる社会の動きは著しく、地球規模で進行する環境問題への対応が急務となっています。

「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）*」が平成 21（2009）年に国際的な科学者グループにより提唱されて以降、持続可能な社会への転換やこれを阻む最大の要因とされる地球温暖化*問題への対応に向けて、世界情勢が大きく動き始めました。

区切りとなったのは平成 27（2015）年で、この年に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs*を含む）」が国連総会で採択され、同時に令和 2（2020）年以降の温室効果ガス*排出削減等のための新たな国際的枠組みとなるパリ協定*が採択されました。これにより、国内の環境行政全体が急ピッチでの展開を見せています。また、令和 4（2022）年には新たな生物多様性*に関する世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組*」が採択され、自然を回復軌道に乗せるための解決策が提示されています。

本計画においても SDGs*に示す新たな考え方を取り入れるとともに、地球温暖化*、生物多様性*など、地球規模の環境課題に対する一層の取組を推進します。多久市が考慮すべき国の政策について以下に示します。



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成
■地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）*

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs*を含む）の展開

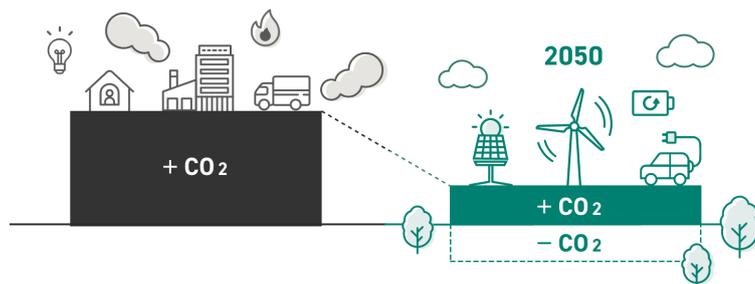
日本では SDGs*に関して、採択の翌年の平成 28（2016）年に「持続可能な開発目標（SDGs*）実施指針決定」、その後平成 30（2018）年には SDGs*の考え方を取り入れた「第五次環境基本計画」を策定し、地域の活力を最大限に発揮する“地域循環共生圏”の考え方が提唱されました。

地域循環共生圏は、各地域が環境特性を生かした取組を通じて経済を回し、社会を発展させることで自立・分散型の社会を形成していくことを目指すものです。地域に暮らす一人ひとりのライフスタイルを持続可能な形に変革するとともに、豊かさを感じながら生き活きと暮らし、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域と有機的につながる地域の SDGs*（ローカル SDGs*）を実現することで国土の隅々まで波及させていくことが示されています。

●地球温暖化*対策の展開

地球温暖化*対策に関しては、パリ協定*を受けて平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を策定し（以降、令和 3（2021）年に改定）、その後令和 2（2020）年には、首相表明演説「脱炭素*社会の実現」で令和 32（2050）年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする（カーボンニュートラル*）宣言が行われ、喫緊の対策が期待されています。カーボンニュートラル*は温室効果ガス*の排出量と森林などによる吸収量を均衡させ、全体としてゼロを目指す

ものです。カーボンニュートラル*の実現には温室効果ガス*の排出量を可能な限り削減することが求められることから、温室効果ガス*を発生させる化石燃料から太陽光発電や風力発電などのクリーンエネルギーへと転換し、経済社会システム全体を変革しようとするグリーントランスフォーメーション (GX) *が注目されています。令和 5 (2023) 年



資料：環境省脱炭素*ポータルサイト
 ■カーボンニュートラル*のイメージ

に「GX*実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」が閣議決定されました。また、これを実現する法律として、同年に脱炭素*成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX*推進法)、脱炭素*社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律 (GX*脱炭素*電源法) がそれぞれ成立しています。

また、地球温暖化*により異常気象が将来頻繁に発生することが懸念されており、地球温暖化*の緩和策のみでなく適応策も同時に推進する目的から、平成 30 (2018) 年には「気候変動適応計画」が閣議決定され、その後令和 3 (2021) 年に改定され今に至ります。

●生物多様性*戦略の展開

生物多様性*問題に関しては、世界的な動きとして、令和 4 (2022) 年に生物多様性*条約第 15 回締約国会議で新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。新たな枠組みでは、令和 2 (2020) 年までの世界目標であった愛知目標が達成できなかった反省を踏まえ、「自然と共生する世界」を引き続き目指すべき令和 32 (2050) 年ビジョンとして掲げるとともに、令和 12 (2030) 年の経過目標年には、社会経済等の間接要因や社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」に関連する目標が設定されています。

この枠組みを受け、国では令和 5 (2023) 年、生物多様性*国家戦略 2023-2030 が閣議決定されました。本戦略では自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性*の損失を止め、反転させることを「ネイチャーポジティブ」と定義し、令和 12 (2030) 年に向けた目標に「ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現」を掲げています。

ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、経済、社会、政治、技術のすべてにおける横断的な社会変革が必要になります。カーボンニュートラル*、サーキュラーエコノミー*といった課題の同時解決やこれらの施策の相互連携など、様々な視点からの取組の展開が求められています。

第2章 第1次多久市 環境基本計画 の実績と評価

- I. 市民アンケート調査による市民の環境意識
- II. 取組の成果と課題

第2章 第1次多久市環境基本計画の実績と評価

I. 市民アンケート調査による市民の環境意識

多久市環境基本計画で取り組んできた施策は、10の基本施策の取組に区分することができます。

これらの取組に関する市民アンケートの評価では、今後市が優先的に取り組むべき事項に「自然環境（里地里山）の保全」、「景観形成と公園・緑地（みどり）の整備」が挙げられます。また、満足度が低く何らかの対応が必要なものに「環境学習と保全活動の推進」、「省エネルギー対策」、「再生可能エネルギー*の導入」、「自然環境の活用とふれあいの場の創出」が挙げられています。

●参考資料 次期計画策定のための基礎調査（市民アンケート）

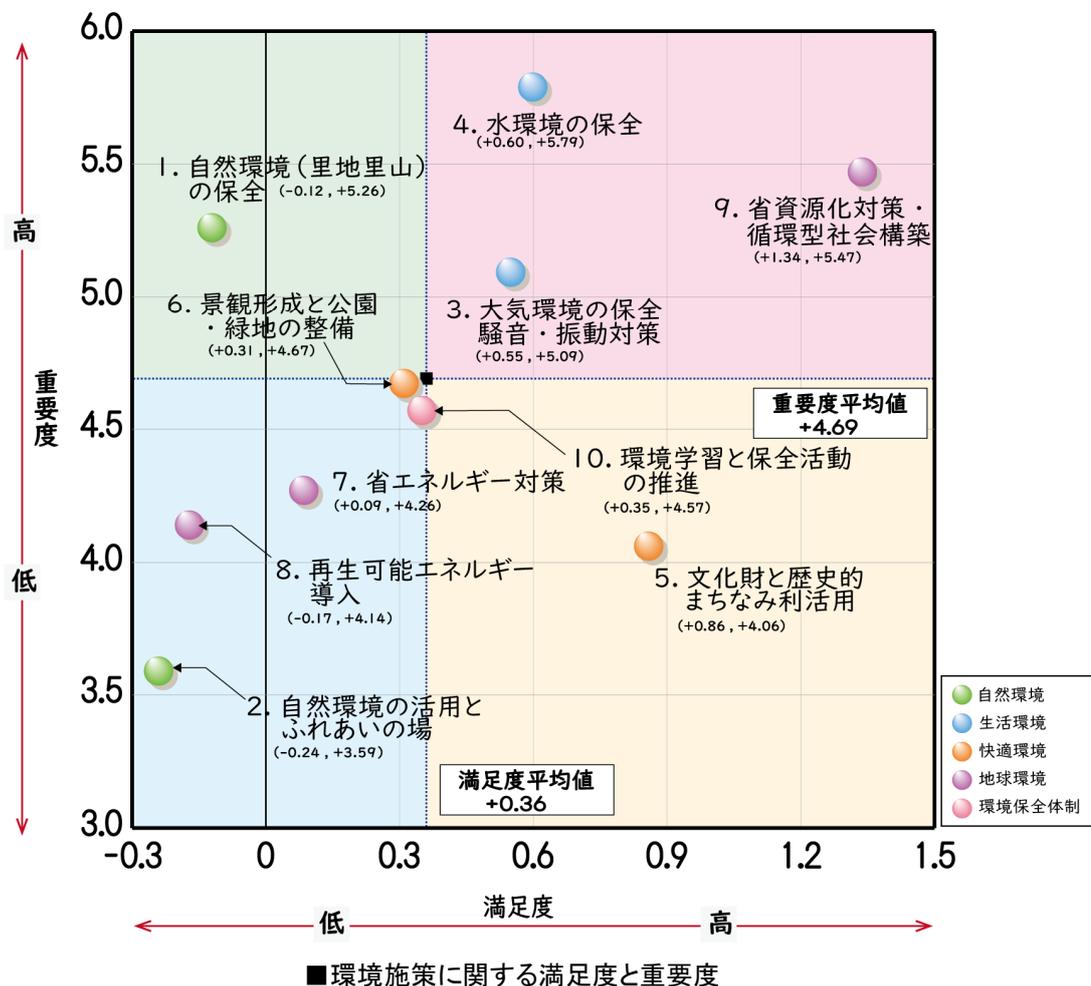
次期計画の策定にあたって、市民の視点からみたこれまでの環境行政や環境の状況を把握するためのアンケート調査を行っています。これらの調査より得られた市民意向を参考にし検討を行う必要があります。

市民アンケート調査の概要

- ◇対象 : 1,000人
- ◇対象の抽出方法 : 18歳以上の市民
(住民基本台帳からの無作為抽出)
- ◇配布・回収方法 : 郵送法
(インターネットのフォームを使用したweb回答も併用)
- ◇調査期間 : 2週間
(令和5年1月6日(金)送付 同年1月24日(火)〆切)
- ◇回収率 : 32.4% (324/1,000)

■アンケートの内容

- ・属性
- ・身近な環境の満足度や問題点
- ・環境に配慮した活動の実践状況
- ・温暖化防止設備等の導入意向
- ・環境分野のキーワードの認知度
- ・行政の施策への意向と要望
- ・環境に関する自由意見



●加重平均値の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。重要度も同じ。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{matrix} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{点}) \\ + \\ \text{「かなり不満」の回答者数} \times (-10 \text{点}) \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{「かなり満足」、「やや満足」} \\ \text{「どちらともいえない」、} \\ \text{「やや不満」、「かなり不満」} \\ \text{の回答者数} \end{matrix}}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高くなり、逆に-10点に近くなるほど評価が低くなる。

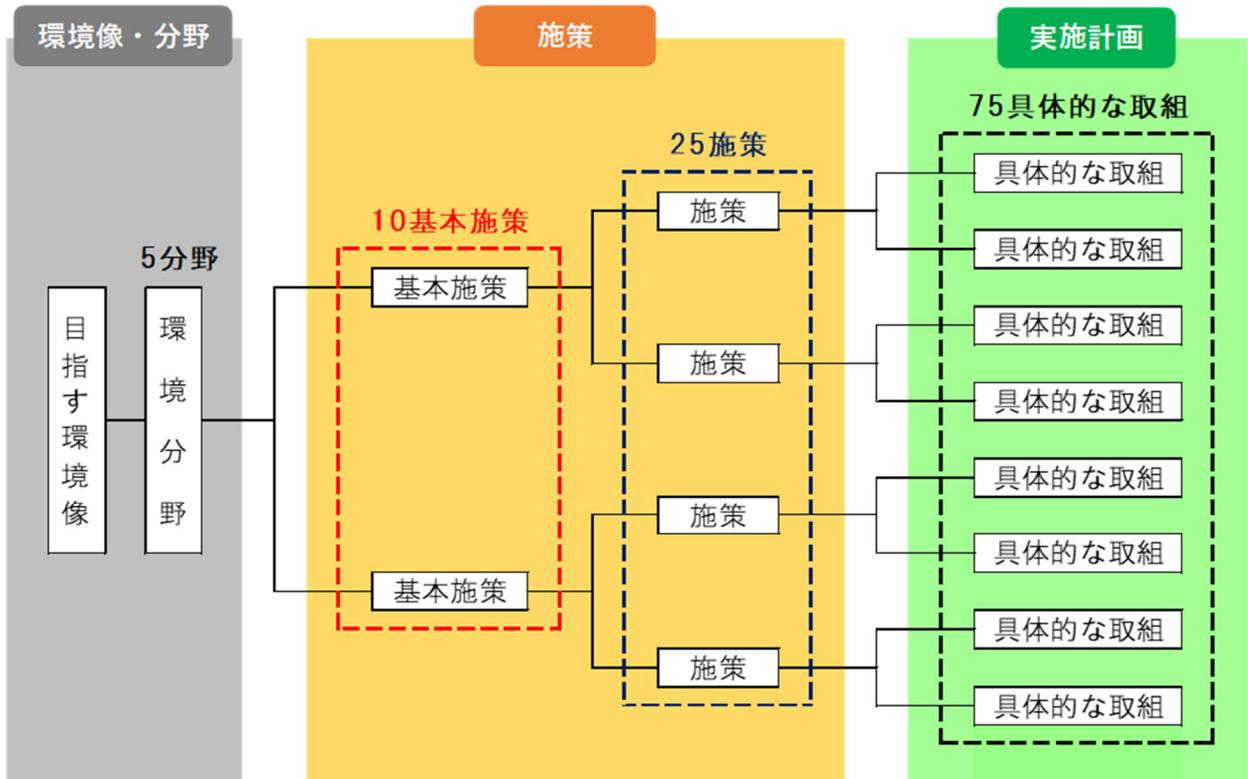
※市民アンケート調査では、10の基本施策毎に満足度と重要度を回答していただいています。上記の図は、それぞれを指数化し、二次の平面上にプロットすることで、市民の環境施策に関する評価や今後の意向を整理したものです。

II. 取組の成果と課題

多久市環境基本計画（平成26（2014）年度～令和5（2023）年度）では、10の基本施策の下で16の数値目標を設定していました。

「第2次多久市環境基本計画」を策定するにあたり、前計画における数値目標の達成状況を検証しました※。

【これまでの環境基本計画構成のイメージ図】



16の環境目標のうち、目標値を満たしているのが8項目（50.0%）、目標値を下回っているのが8項目（50.0%）でした。

目標値を下回っている項目が半数を占めたことから、次期計画では目標の内容や設定のあり方の精査を行っていく必要があります。

※：詳細については、資料編参照。

第3章 多久市の目指すべき環境像

I. 目指す環境像

II. 環境分野と目標

1. 地球環境
2. 自然環境
3. 生活環境
4. 快適環境
5. 環境保全体制

第3章 多久市の目指すべき環境像

I. 目指す環境像

多久市の最上位計画に位置付けられる「第5次多久市総合計画」では、本市が目指す“市の将来像”『緑園に輝くまち 多久 ～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～』を掲げ、まちづくりを進めています。

これは、豊かな自然や孔子の里など、本市の資源・特性を活かしたこれまでのまちづくりを継承するとともに、新しい時代の潮流を捉えてまちを創生するという想いを込めて設定されたものです。

本計画では、“市の将来像”を環境の側面から実現していくものとし、メインタイトルの“緑園に輝くまち多久”はそのままに、サブタイトルに持続可能な社会の実現を環境面から達成するためのキーワード“人と自然の共生”を取り入れて、“目指す環境像”を『緑園に輝くまち 多久 ～自然が輝き人と共生する～』に定めます。

【本計画における目指す環境像】

緑園に輝くまち 多久 ～自然が輝き人と共生する～

『緑園』 ● 盆地の立地で周囲を緑豊かな環境に囲まれ、
緑の庭園のイメージにふさわしい環境

『輝く』 ● 地域として「小さくともきらりと光る」まち
● そこに暮らす人びとも「個性や才能を伸ばして輝く」まち

『自然』 ● 私たちの生命、生活、なりわい、文化を育み、
心豊かに暮らすための基盤となる環境

『共生』 ● 環境の価値を正しく知り、価値を高める取組を行うとともに、賢く活用することで、将来にわたって変わらぬ恩恵を得る仕組みを構築する

Ⅱ. 環境分野と目標

目指す環境像『緑園に輝くまち 多久 ～自然が輝き人と共生する～』を実現するために、環境分野ごとに以下の環境目標を設定します。

1. 地球環境

【環境目標】豊かな暮らしの基盤となる地球環境・資源・エネルギーの保全行動の推進

地球環境問題は、私たち一人ひとりが地球に生活する者の一人として取り組むべき課題です。

特に地球温暖化*問題は、「気候危機」とも呼ばれ、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されるなど、各地でその影響が顕在化し、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない、喫緊の課題となっています。本市でも「地球温暖化*対策の推進」を環境行政における重点施策として位置づけ、積極的に取組を進めていきます。

また、私たちの目指す循環型社会*とは、廃棄物をごみとするのではなく、資源とすることで天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできるだけ減らすものです。

豊かな暮らしの基盤となる資源・エネルギーの保全行動を推進するまちを目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- 地球温暖化*対策の推進
- 省資源化対策・循環型社会*の構築

2. 自然環境

【環境目標】いのちの営みの基盤である自然環境を保全し、その恵みを得る

天山をはじめとする自然性の高い山や里地里山などの自然環境は、私たちの生命の維持に必要な空気や水、飲料を提供し、そこに生息する生物や四季折々に変化する景観は、私たちの心に潤いを与えてくれます。

いのちの営みの基盤である自然環境を保全することで、その恵みを得ることを目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- 自然環境（里地里山）の保全

3. 生活環境

【環境目標】健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保

清浄な空気と清らかで豊かな水は、私たちの日々の生活を支える環境の基盤です。健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保を目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- 大気環境の保全、騒音・振動、悪臭等の対策
- 水環境の保全

4. 快適環境

【環境目標】潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造

本市には東原庠舎や多久聖廟など、人づくりを重視する多久の気風の象徴や、実際の教育の場としての活きた文化的資源が存在しています。これら資源を活かし、潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造を目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- 良好な景観の保全

5. 環境保全体制

【環境目標】心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりの推進

地球環境、自然環境、生活環境、快適環境の4つの環境目標を達成するための手法に関する目標として設定します。

目指す環境像を実現するためには、市民や団体と行政の全てが自主的に活動に参加し、協働して取り組む体制づくりが必要です。その推進力となるのは、本市の環境の素晴らしさに気づき、これについて学び、次の世代へ受け継いでいく心構えです。また、これらの活動を通じて、人とのつながり、地域とのつながりを拡大していく必要もあります。心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりを目指します。

この目標達成のため、以下の基本施策を設定します。

- 環境教育と保全活動の推進

第4章 施策への展開

I. 施策の体系

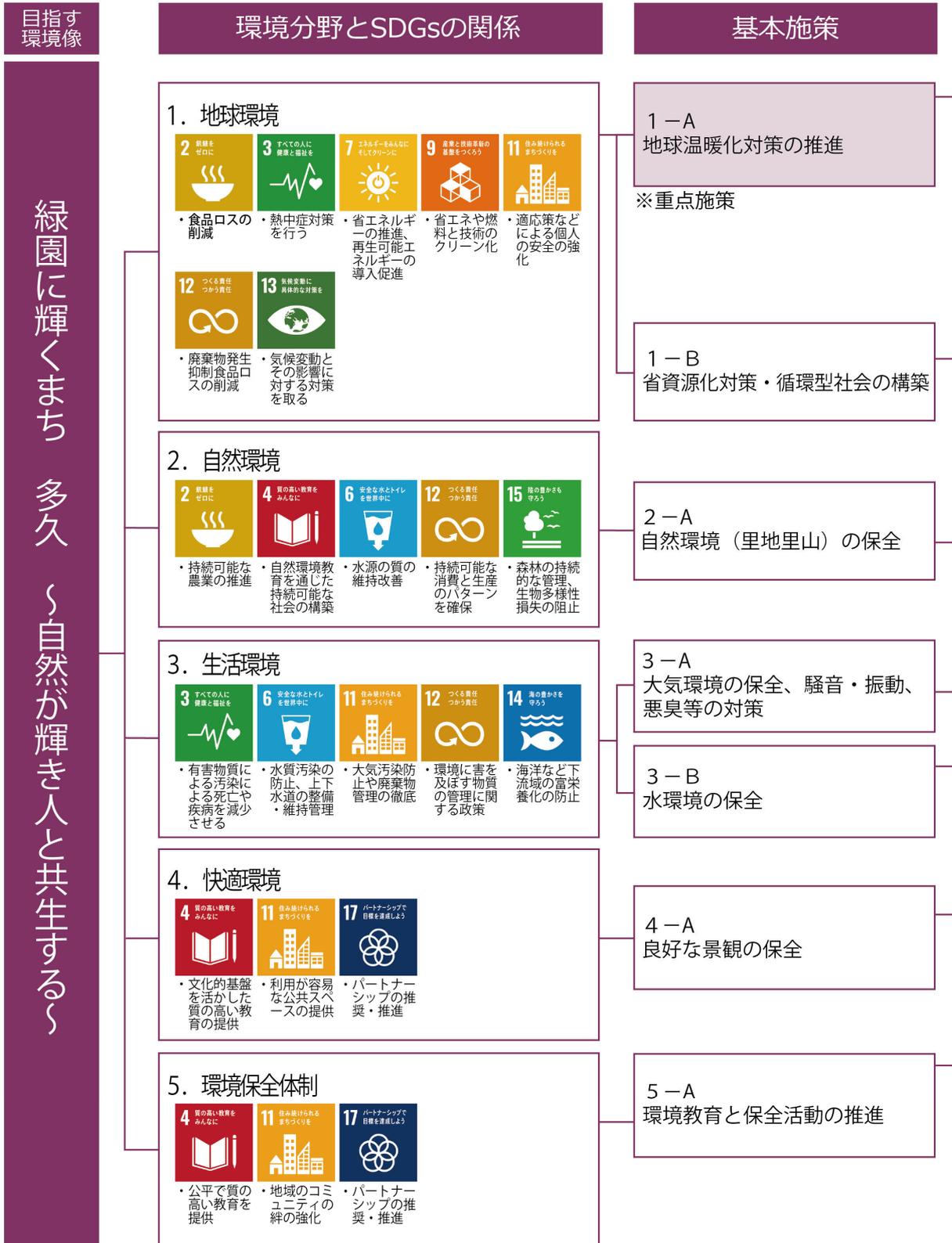
II. 施策の内容

1. 地球環境
2. 自然環境
3. 生活環境
4. 快適環境
5. 環境保全体制

第4章 施策への展開

I. 施策の体系

多久市の目指す環境像を実現するために、環境分野とSDGs*の関係、基本施策、施策、具体的な取組を示します。また、国連が掲げる持続可能な開発目標SDGs*（Sustainable Development Goals）の理念を踏まえ、環境保全の取組を通じて推進していきます。



施策	具体的な取組
①地球温暖化への対応策の推進	No.1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定
	No.2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の実行
	No.3 温室効果ガス削減のための公共交通機関の利用促進
	No.4 地球温暖化適応策としての熱中症対策の情報提供
②再生可能エネルギーの導入	No.5 公共施設への設置推進
	No.6 再生可能エネルギー導入啓発の促進
③省エネルギー対策の推進	No.7 省エネルギー機器、施設の導入
①ごみの減量化・資源化	No.8 ごみの分別方法など具体的な取り組み事例の紹介などの情報提供
	No.9 一般廃棄物におけるリサイクル率の向上
②ごみ処理、リサイクル体制の充実	No.10 廃棄物の不法投棄、不法埋立への監視・指導強化
	No.11 ごみの分別回収等の地域活動の取組支援
	No.12 汚泥の堆肥化
①森林・耕作地の荒廃対策	No.13 森林機能の維持管理
	No.14 集落営農の維持
②生態系の保全	No.15 外来生物等の対策
	No.16 鳥獣被害の対策強化
①公害の未然防止	No.17 各種公害に関する苦情の発生原因者への指導
②公害の発生時の対応	No.18 大気汚染物質の注意報発令時の対応
①水質現況の把握と污水対策	No.19 市内河川、水路の水質測定
	No.20 污水処理の促進
②水辺環境の整備	No.21 河川の浚渫
	No.22 水辺の清掃活動の推進
①歴史的・文化的遺産や公園・緑地の保全	No.23 歴史的・文化的遺産の保全
	No.24 公園や緑地の適正管理
②空き家空き地対策等近隣の住環境構築の推進	No.25 管理不全な空き家の適正管理
	No.26 動物との良好な住環境構築の推進
①総合的な環境教育の推進	No.27 学校教育における「環境教育」の推進
	No.28 公民館における自然体験活動の推進
②環境保全活動の推進	No.29 ボランティア活動・NPO団体等の環境保全活動の促進
	No.30 市立図書館等における環境保全情報の提供

II. 施策の内容

1. 地球環境



環境目標

豊かな暮らしの基盤となる地球環境・資源・エネルギーの保全行動の推進

地球環境問題は、私たち一人ひとりが地球に生活する者の一人として取り組むべき課題です。特に地球温暖化*問題は、「気候危機」とも呼ばれ、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されるなど、各地でその影響が顕在化し、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない、喫緊の課題となっています。本市でも「地球温暖化*対策の推進」を環境行政における重点施策として位置づけ、積極的に取組を進めています。

自然環境分野では、以下の「1-1-A 地球温暖化*対策の推進」、「1-1-B 省資源化対策・循環型社会*の構築」の2つの基本施策を通じて環境目標の達成に取り組みます。

【コラム】気候変動対策における“緩和”と“適応”

地球温暖化*の対策には、その原因物質である温室効果ガス*排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があるとされています。

「緩和」と「適応」は気候変動対策を進める際の車の両輪にあたるものですが、「適応」の必要性が認識されるようになったのは、比較的最近になってからです。「適応」には気候変動による悪影響を軽減するのみならず、

気候変動による影響を有効に活用することも含んでいて、日本では国全体が気候変動の影響を回避し、低減することを目的として、

「気候変動適応法」が平成30（2018）年に制定されています。

気候変動適応法では、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれており、今後、多久市においても検討していく必要があります。

緩和とは？
原因を少なく

2つの
気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

資料：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） 気候変動と適応

●地球温暖化*への“適応”を進めることが求められています。

激甚化する豪雨災害や熱中症の増加など、地球温暖化*の影響が顕在化しています。市民アンケートによると、“今後重点的に取り組むべき分野”として「地球温暖化*に伴う自然災害への対応」、「地球温暖化*に伴い増加する熱中症や感染症への対応」など、地球温暖化*への“適応”に関する対応が多く求められています。熱中症対策の情報提供など、「■地球温暖化*への対応策の推進」に取り組みます。

(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

1-A-① 地球温暖化*への対応策の推進

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
1	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定	市民・事業者・行政の全ての活動により排出される温室効果ガス*の総合的削減を目指し地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定する。 【進捗指標】 計画策定	環境課
2	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の実行	庁内における地球温暖化**対策を実行し、温室効果ガス*の削減に取り組む。 【進捗指標】 令和12(2030)年度のCO2削減目標平成25(2013)年度比70%	環境課
3	温室効果ガス*削減のための公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用は、車の利用を減らし、排出されるCO2などを抑制し、温室効果ガス*の削減が見込まれるため、市民への利用促進を図る。 【進捗指標】 利便性向上及び運行効率化のため、ふれあいバス・タクシーの一体的な再編を図る。	総合政策課
4	地球温暖化*適応策としての熱中症対策の情報提供	真夏日や猛暑日の増加により熱中症の危険性が高まっているため、熱中症の発生要因や適切な予防対策を市報等で周知を行う。 【進捗指標】 市報、ホームページ等で熱中症予防対策の周知(毎年)	環境課 健康増進課

1-A-② 再生可能エネルギー*の導入

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
5	公共施設への設置推進	公共施設等における太陽光発電などの再生可能エネルギー*設備の導入推進を図る。 【進捗指標】 太陽光発電設備を令和15(2033)年度までに5箇所設置	環境課
6	再生可能エネルギー*導入啓発の促進	市民や事業者に対し、太陽光発電などの再生可能エネルギー*設備の普及を促す。 【進捗指標】 住宅用太陽光発電導入数 令和4(2022)年度 888箇所→令和15(2033)年度 1,000箇所	環境課

1-A-③ 省エネルギー対策の推進

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
7	省エネルギー機器、施設の導入	公用車の更新にあたっては、電気自動車等のエコカーの導入に努める。 【進捗指標】 電気自動車を令和 15 (2023) 年度までに 5 台更新	財政課
		公共施設等の駐車場に電気自動車充電設備の設置など省エネルギーにつながる機器・施設の導入の検討。 【進捗指標】 電気自動車充電設備を令和 15 (2023) 年度までに 5 箇所設置	環境課

(3) 役割分担

【市民】

- ・自動車の運転の際には、エコドライブ*を心がけ、徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
- ・地元の食材を意識して購入します。
- ・宅配サービスをできるだけ 1 回で受け取ります（日時指定・宅配ボックス・置き配などを活用）。
- ・省エネ・再エネ設備の購入・導入を検討します（LED 照明機器、トップランナー基準*に適合した家電製品、太陽光発電、蓄電池、高効率給湯器、ハイブリッド自動車、省エネリフォーム、再エネ電気への切り替え など）。

【事業者】

- ・ノーマイカーデーやパークアンドライドなど、エコスタイルでの勤務を推進します。
- ・環境省策定のガイドラインに基づく環境経営の認証・登録制度であるエコアクション 21*の取得など環境マネジメントシステムを導入します。
- ・社用車には低燃費車やハイブリットカー、電気自動車などのエコカーの導入を検討します。
- ・再生可能エネルギー*の導入と利用を検討します。

1-B 省資源化対策・循環型社会*の構築

(1) 現状と課題

●一般廃棄物の適正処理を引き続き実施していきます。

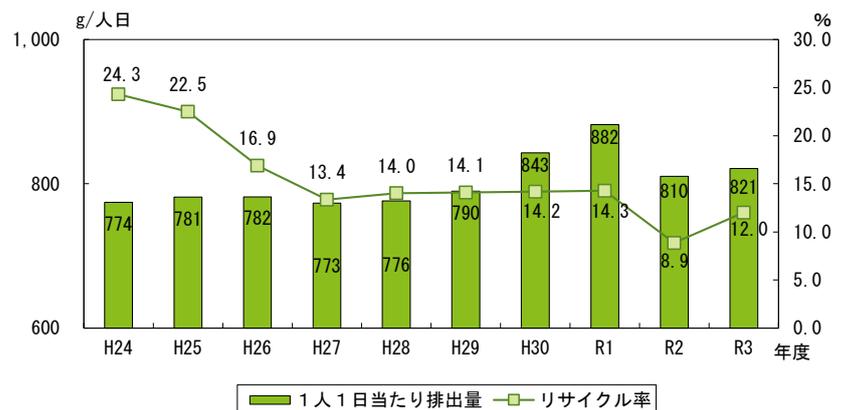
多久市の一般廃棄物の処理は、可燃物の焼却を令和2(2020)年に供用開始された小城市と共同で運営する多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」で行い、資源物の選別と資源化を多久市が運営する「多久市リサイクルセンター」で行っています。現在は家庭ごみを6種類で分別収集し、収集したごみは18種類の廃棄物と資源物に区分し、適切に処理しています。今後も引き続き廃棄物の適正処理のため、「■ごみ処理、リサイクル体制の充実」を図ります。



クリーンヒル天山

●循環型社会*形成のため、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上に努めます。

多久市の家庭系ごみと事業系ごみを合わせた1人1日当たりごみ排出量は、年単位での増減を繰り返しながら経年的には増加傾向で推移しています。また、リサイクル率は、民間事業者による古紙の回収などが進み、自治体で把握できる量が全てではないものの、経年的に減少傾向にあります。循環型社会*形成のためには、更なる3R(リデュース・リユース・リサイクル)*の推進による廃棄物の減量化とリサイクル率の向上が求められます。



資料：環境省 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果 (平成24年度～令和3年度)

■1人1日当たり排出量とリサイクル率の推移

本市の令和4(2022)年度の廃棄物排出量の構成をみると、約90%が可燃物であり、その内、約40%を紙類、約22%を廃プラスチック類が占めています。

現在推進しているプラスチック製容器包装や古紙等の資源回収の啓発強化や新しいリサイクル品目の検討など、「■ごみの減量化・資源化」の取組を進めていきます。また、農業集落排水施設と公共下水道施設より発生する汚泥は、全て堆肥化に努めます。

●不法投棄対策の強化に取り組みます。

多久市では廃棄物の不法投棄、不法埋立、野焼き(野外焼却)への対応が重要な課題となっています。アンケート調査によると、「廃棄物の不法投棄等の状況」の設問で、不満と回答した人が満足と回答した人を上回るなど、市民意識にも表れる状況にあります。ごみの不法投棄防止のため、佐賀県が委嘱する廃棄物監視員との連携を強化し、合わせてパトロールの強化を行うなど、市民からの協力を得ながら監視体制の充実を図り、「■ごみ処理、リサイクル体制の充実」を進めます。

(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

1-B-① ごみの減量化・資源化

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
8	ごみの分別方法など具体的な取り組み事例の紹介などの情報提供	循環型社会*実現のため、ごみの分別方法やリサイクルなど周知徹底を広報誌やごみカレンダーなどを活用して継続的に提供していく。 【進捗指標】 家庭系一般廃棄物の排出量(市民一人、一日あたり) 令和4(2022)年度 567g→令和15(2033)年度 561g	環境課
9	一般廃棄物におけるリサイクル率の向上	リサイクル率向上のため、新たな資源物収集体制を構築し、改善につなげていく。 【進捗指標】 リサイクル率 令和4(2022)年度 10.6%→令和15(2033)年度 13.5%	環境課

1-B-② ごみ処理、リサイクル体制の充実

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
10	廃棄物の不法投棄、不法埋立への監視・指導強化	佐賀県が委嘱する廃棄物監視員や警察と連携を図り、パトロール強化や不法投棄防止看板設置及び監視カメラの活用など不法投棄防止対策を実施する。 【進捗指標】 不法投棄重点エリアの市内パトロール強化(月1回)	環境課
11	ごみの分別回収等の地域活動の取組支援	各種団体等が自主的に地域環境整備のため、公共的な場所で清掃活動を実施した場合、回収したごみの運搬・処理について協力を行う。 【進捗指標】 ボランティアごみの運搬・処理件数 令和4(2022)年度 60件→令和15(2033)年度 60件	環境課
12	汚泥の堆肥化	公共下水道施設及び農業集落排水施設より発生する汚泥の堆肥化に努める。 【進捗指標】 汚泥堆肥化100%の維持	環境課

(3) 役割分担

【市民】

- ・ごみは分別を徹底するとともに、収集日や時間等のルールを守って出します。
- ・ごみの収集場所は、地域で清潔に保ちます。
- ・不要になったものでもすぐに捨てず、譲ることなどを考えます。

【事業者】

- ・産業廃棄物管理票の確認等により、事業所から排出された廃棄物が適正かつ安全に処理されているかどうか管理を行います。

2. 自然環境



環境目標

いのちの営みの基盤である自然環境を保全し、その恵みを得る

天山をはじめとする自然性の高い山や里地里山などの自然環境は、私たちの生命の維持に必要な空気や水、飲料を提供し、そこに生息する生物や四季折々に変化する景観は、私たちの心に潤いを与えてくれます。いのちの営みの基盤である自然環境を保全することで、その恵みを得ることを目指します。

自然環境分野では、以下の「2-2-A 自然環境（里地里山）の保全」の基本施策を通じて環境目標の達成に取り組みます。

【コラム】里地里山生態系に期待される多面的機能

里地里山は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜、木材などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。里地里山で農業や林業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「**里地里山の有する多面的機能**」と呼んでいます。

こうしためぐみは、お金で買うことのできないものです。里地里山の持つ様々なめぐみを思い、支えていく必要があります。

守

- ❖ 洪水防止機能
- ❖ 土砂崩壊防止機能
- ❖ 土壌浸食(流出)防止機能

水

- ❖ 河川流況安定・地下水かん養機能
- ❖ 水質浄化機能

緩

- ❖ 大気調節機能
- ❖ 有機性廃棄物分解機能
- ❖ 資源の過剰な集積・収奪防止機能

保

- ❖ 生物多様性を保全する機能
- ❖ 土地空間を保全する機能

伝

- ❖ 伝統文化を保存する機能
- ❖ 地域社会を振興する機能

人

- ❖ 人間性を回復する機能
- ❖ 人間を教育する機能

2-A 自然環境（里地里山）の保全

（1）現状と課題

●人と自然の関わりの中で育まれた“里地里山”の優れた自然環境に恵まれています。

多久市には、人と自然の関わりの中で育まれた天山県立自然公園、八幡岳県立自然公園指定地域をはじめ、“里地里山”と呼ばれる多くの優れた自然環境があります。

里地里山は生物多様性*の高い重要な地域で、本市で確認されている佐賀県のレッドリスト・レッドデータブック掲載種である植物 35 種、哺乳類 1 種、鳥類 1 種、爬虫類 2 種、両生類 3 種、昆虫類 8 種、淡水魚類 1 種の中には、草地や河原に生育・生息するイヌハギやカヤネズミ、小水路に生息するアリアケスジシマドジョウなど、里地里山に依存する種が多く含まれています。



イヌハギ*



カヤネズミの球巣*



アリアケスジシマドジョウ*

●近年、“里地里山”生態系の持つ多面的機能が注目されています。

また、みどりによる二酸化炭素の吸収効果や、里地里山がもつ洪水を防ぎ、土砂の流出を防ぐといった生態系の多面的機能が、顕在化する気候変動の緩和・適応の側面からも注目されるようになってきました。このような中、令和 4（2022）年 12 月に新たな生物多様性*に関する世界目標として採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」では、地域におけるネイチャーポジティブ（自然再興）の推進が掲げられています。

●「希少な生態系の保全」を進める必要があります。

自然公園内の草地など、人と自然の関わりの中で育まれた本市の希少な生態系は、定期的に人の手が加わることで維持されてきた環境です。これら環境を将来にわたって維持するには、定期的な管理が欠かせません。

また、生態系や人の生活を脅かすものとして、ブラックバスやウシガエル、アライグマ、セアカゴケグモなどの外来生物*の影響が懸念されています。これらの生物の定着を防ぐとともに、ペットの責任ある飼育を促すなど、「■生態系の保全」を進めます。



アライグマ*

●「森林・耕作地の荒廃対策」を進める必要があります。

里地里山では、農林業の低迷などにより従事者が減少し、耕作放棄地の増加、イノシシ等の鳥獣被害の増加が報告されています。農林業の振興を基軸とした営農・営林のなりわいを通じて「■森林・耕作地の荒廃対策」を行うこととします。

※写真提供：一般財団法人九州環境管理協会

(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

2-A-① 森林・耕作地の荒廃対策

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
13	森林機能の維持管理	造林事業や森林環境譲与税事業等を活用し、森林施策を実施し、森林の持つ多面的機能の維持の向上を図る。 【進捗指標】 毎年70ヘクタール森林整備を実施	農林課
14	集落営農の維持	多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、県営中山間地域総合整備事業などを活用し、ソフト、ハードの両面から支援する。 【進捗指標】 年度計画に基づき実施	農林課

2-A-② 生態系の保全

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
15	外来生物*等の対策	外来生物*等の飼育・管理に関する取扱いについての市民への啓発、近隣市町や関係機関との情報共有等を行う。 【進捗指標】 広報紙、ホームページ等で市民へ周知(毎年)	環境課
16	鳥獣被害の対策強化	多久小城地域有害鳥獣広域協会にて鳥獣被害対策について農家への啓発、国県補助金を活用した被害防失策や駆除を行う。 【進捗指標】 鳥獣被害対策の啓発やワイヤーメッシュ等被害防止事業の取組(毎年) 猟友会による有害鳥獣駆除(通年)	農林課

(3) 役割分担

【市民】

- ・里地里山などで開催されるイベントなどには積極的に参加します。
- ・私有林や耕作地の維持管理に努めます。
- ・間伐材等の活用等、自然環境に配慮した商品を優先して利用します。
- ・ペットは野外に放逐せず、最後まで責任をもって飼育します。

【事業者】

- ・間伐材等を活用した商品の開発、普及を図ります。
- ・自然環境に配慮した開発を行います。

3. 生活環境



環境目標

健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の保全

清浄な空気と清らかで豊かな水は、私たちの日々の生活を支える環境の基盤です。健康的な生活の基盤である清浄な大気、水環境の確保を目指します。

生活環境分野では、以下の「3-3-A 大気環境の保全、騒音・振動、悪臭等の対策」、「3-3-B 水環境の保全」の2つの基本施策を通じて環境目標の達成に取り組みます。

【コラム】環境基準

環境基準は、**人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準**として設定されました。行政上の政策目標として用いられ、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものです。環境基準は「環境基本法」に基づき、大気、水質、土壌、騒音について設定されています。

項目	環境基準の概要
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質 二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)、二酸化窒素(NO₂)、微小粒子状物質(PM2.5)*について、基準値及び測定方法等が全国一律の値として示されています。 ・有害大気汚染物質 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因になるもの(ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く)として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類について、基準値及び測定方法等が全国一律の値として示されています。
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康の保護に関する環境基準(健康項目) 公共用水域の水質保全行政の目標として、カドミウム、全シアン、鉛など26項目にわたり基準値及び測定方法が全国一律の値として示されています。 ・生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目) 河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水質類型ごとに基準値が定められています。また、基準値が設定される水質項目は、pH、BOD、COD、SS、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌数、全窒素、全燐等となっています。
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出基準項目 汚染された土壌から地下水等への溶出の観点から、26項目の基準を設定。 ・農作物影響等の項目 農作物(米)に対する影響及び農作物(米)に蓄積して人の健康に対する影響の観点から3項目の基準を設定。
騒音	<p>一般環境における騒音(道路交通騒音を含む)、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音の3種類について設定されています。騒音レベルとこれら生活環境への影響との関係についての調査結果をもとに検討が行われ、地域別や時間帯別に基準値が設定されています。</p>

3-A 大気環境の保全、騒音・振動、悪臭等の対策

(1) 現状と課題

●大気環境の関係機関との情報の共有や注意報等発令時の適切な対応が求められます。

本市には、県の一般環境大気測定局が設置されており、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）*の常時監視が行われています。

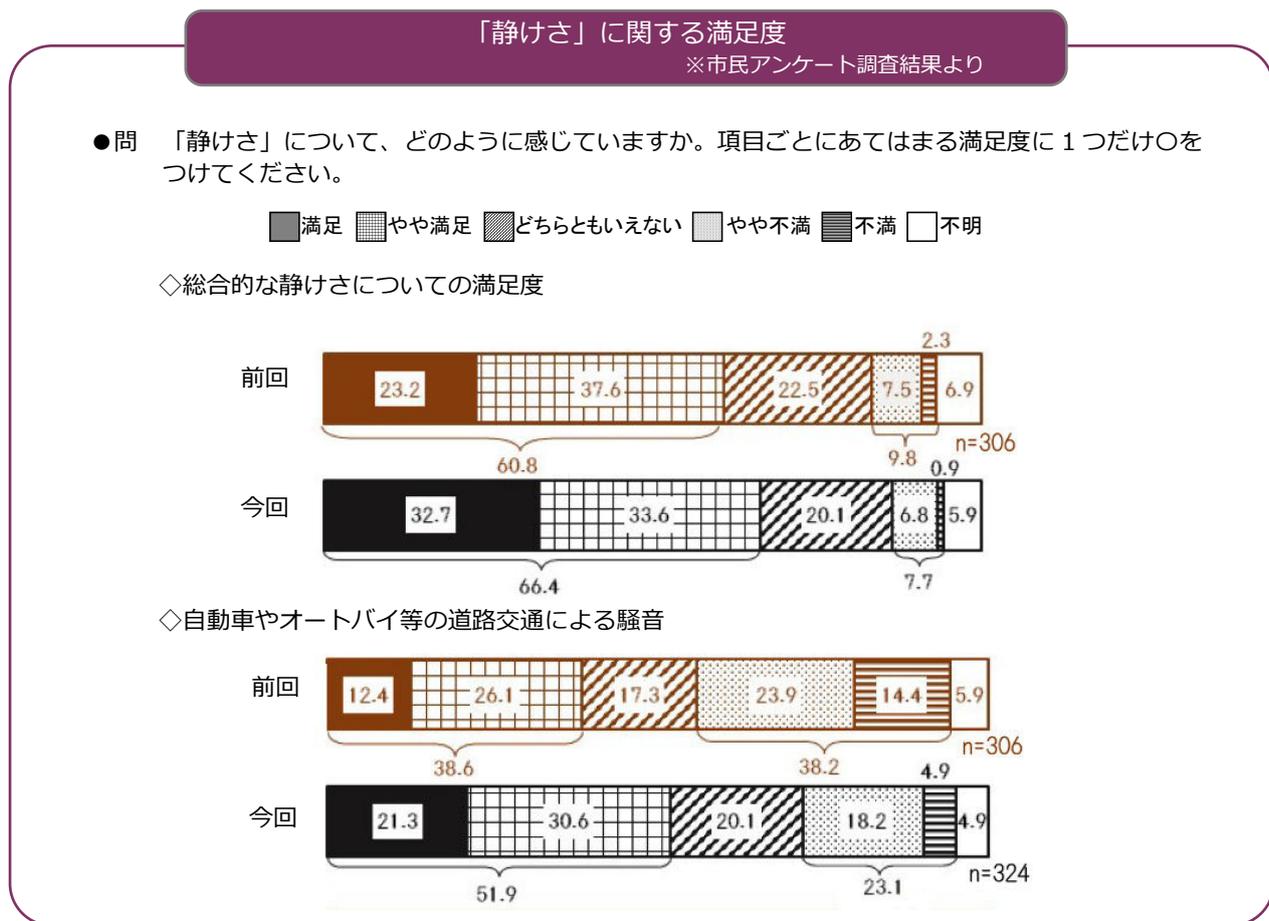
このうち光化学オキシダントについては、全国的に環境基準の達成率が極めて低い状況が続いており、多久市の測定局においても経年的に未達成の状況が報告されています。関係機関との情報の共有や注意報等の発令時の対応など、適切なリスク管理が求められます。

●騒音・振動に関する情報の把握と、問題が発生した場合の適切な対応を実施します。

本市では、騒音に係る環境基準の類型指定を行っているほか、騒音規制法、振動規制法の規定に基づく「規制区域」の指定を行い、法に基づく指導等を行っています。

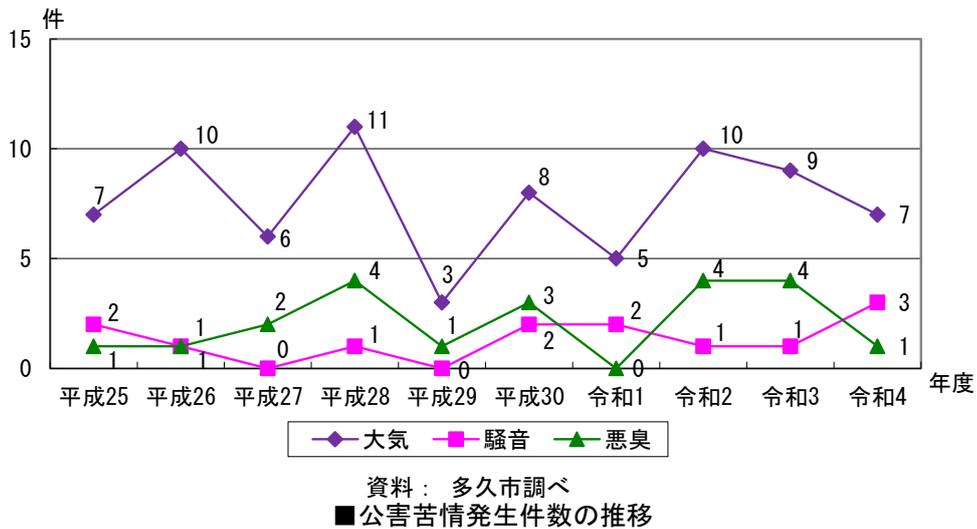
また、身近な環境の満足度や問題点を問うアンケート調査によると、「静けさの状況」については全体的に満足度が高く、前回（平成24（2012）年度調査）と比べて改善の傾向が見られます。

今後も情報の把握を行うとともに、問題が発生した際には適切な対応を行っていきます。



●大気汚染、騒音・振動、悪臭に関する指導と相互理解の促進を図る必要があります。

公害苦情の発生状況は「大気」に関するものが多く、「悪臭」、「騒音」についても毎年、何らかの問題が発生しています。主な原因は野焼きの煙や家畜、肥料の臭いによるものです。苦情発生源への指導と相互理解の促進を促進していきます。



(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

3-A-① 公害の未然防止

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
17	各種公害に関する苦情の発生原因者への指導	公害の監視を行うとともに、大気、騒音、悪臭、水質等の基準を遵守するよう、公害苦情の発生要因者への指導を行う。 【進捗指標】 公害苦情件数 令和4(2022)年度 18件→令和15(2033)年度 10件	環境課 農林課

3-A-② 公害の発生時の対応

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
18	大気汚染物質の注意報発令時の対応	微小粒子状物質 (PM2.5) *等の基準値を超えた場合、市の連絡網により関係機関・施設へ連絡を行うとともに、市民へ注意を促す。 【進捗指標】 注意報発令時には連絡体制に基づき対応	環境課

(3) 役割分担

【市民】

- ・テレビ、ピアノ、ペット等の近隣騒音に気を付けます。
- ・ごみの自家焼却はしない。

【事業者】

- ・工場や事業場から発生する騒音や振動、悪臭等について、法令や規制基準を順守し、公害の発生防止に努めます。
- ・野焼きをしない。

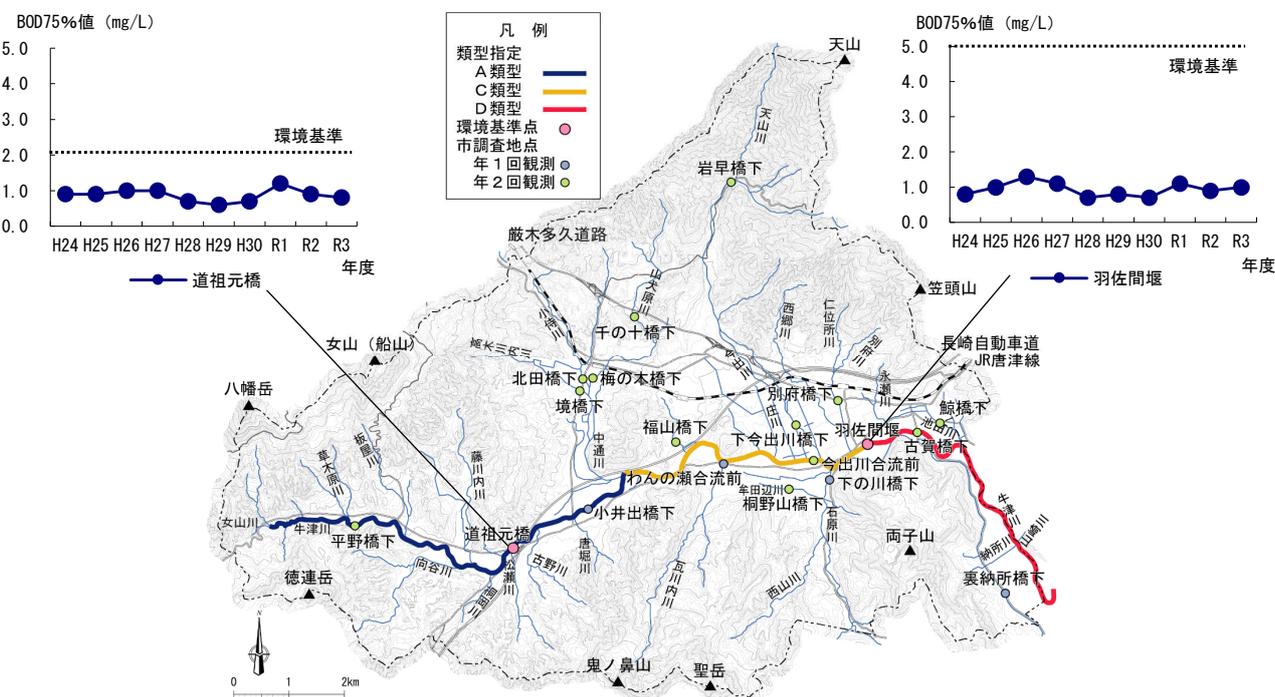
3-B 水環境の保全

(1) 現状と課題

●牛津川の水質を良好な状態に維持するために、水質の監視を継続的に行う必要があります。

本市を流れる牛津川は六角川水系に属する河川で、下流で六角川に合流し、有明海に注いでいます。本市における牛津川の流呈は、上流域から中流域に位置しており、経年的に環境基準を達成するなど、比較的良好な水質にありますが、六角川の流末に位置する有明海海域では、潮の干満による泥土のまきあげ現象等もあり、経年的に環境基準を満足しない地点もみられます。

また、市では環境基準点以外に市内の水環境の現状を把握するため、市内の公共水域 13 地点で年 2 回、4 地点で年 1 回の市独自による水質調査を行っています。場所により生活雑排水等による影響が懸念される地点もみられます。河川全域の水質を良好に維持するには、上流域に位置する地域の責任は重大です。今後も引き続き「**■水質現況の把握と汚水対策**」を行っていきます。



資料：佐賀県環境センター基準地点別の環境基準達成状況(平成 24 年～令和 3 年度)
■公共水域水質調査地点における水質測定結果と類型指定状況

●水質汚濁の発生源対策を進めていく必要があります。

河川の汚濁要因の主な原因となっているものに、家庭からの排水（生活雑排水）があります。本市では、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備のほか、浄化槽の設置促進を進めていますが、生活雑排水の処理状況を示す汚水処理人口普及率は 61.6%（令和 4（2022）年度末現在）で、佐賀県平均（87.0%）、全国平均（92.9%）と比べて低い水準にあります。

計画的な汚水処理施設の整備のほか、公共下水道の供用開始区域では、市民に汚水処理の推進の必要性を伝え理解と協力を得ることで速やかな加入を促す必要があります。今後も引き続き水質汚濁の対策を進めていきます。

●水辺環境の整備を行う必要があります。

身近な環境の満足度や問題点を問うアンケート調査によると、「水辺の美しさ」については満足度が低く、特に不満を感じる要因として「河川や水路、池等のごみの散乱」が挙げられています。

ごみの対策、浚渫、清掃などを含む「**■水辺環境の整備**」を行っていく必要があります。

(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

3-B-① 水質現況の把握と汚水対策

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
19	市内河川、水路の水質測定	生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に河川水水質検査を実施する。 【進捗指標】 市内河川 BOD 調査で環境基準を達成した箇所数 令和 4 (2022) 年度 17 箇所→令和 15 (2033) 年度 17 箇所	環境課
20	汚水処理の促進	地域の実情にあった効率的かつ効果的な公共下水道事業等の集合処理や浄化槽設置の個別処理を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図る。 【進捗指標】 汚水処理人口普及率 令和 4 (2023) 年度 61.6%→令和 15 (2033) 年度 84.5%	環境課

3-B-② 水辺環境の整備

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
21	河川の浚渫	適宜、現地踏査を行い、河川断面の確保が必要な部分について浚渫を実施する。 【進捗指標】 年度計画に基づき実施	都市建設課
22	水辺の清掃活動の推進	「地域の環境は、自分たちの手で」を目的として、地域住民の理解や協力を得ながら、水辺の清掃活動を実施する。 【進捗指標】 河川愛護助成事業申請件数 令和 4 (2022) 年度 24 件→令和 15 (2033) 年度 24 件	都市建設課

(3) 役割分担

【市民】

- ・流しに調理くずや食べ残しを流さないようにします。
- ・使用済食用油を流さないようにします。
- ・洗剤は適量使用に心がけます。
- ・下水道の供用が開始されたら、速やかに加入し使用します。
- ・供用開始区域内の浄化槽利用者は、早期の下水道への切り替えを行います。
- ・浄化槽を使用している場合は適切な維持管理を行います。
- ・単独浄化槽については早急に転換を行います。
- ・生活排水路の維持管理に努めます。
- ・清掃活動や緑化等の河川維持活動や環境美化活動を行います。

【事業者】

- ・事業所からの排水基準を適正に守ります。
- ・下水道施設へ排出される汚水については、条例に定める基準に適合させて排出します。

4. 快適環境



環境目標

潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造

本市には東原摩舎や多久聖廟など、人づくりを重視する多久の気風の象徴や、実際の教育の場としての活きた文化的資源が存在しています。これら資源を活かし、潤いのある生活の土壌となる快適環境の創造を目指します。

快適環境分野では、以下の「4-4-A 良好な景観の保全」の基本施策を通じて環境目標の達成に取り組めます。

【コラム】空家の増加

日本の空き家数は「平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）」によると、848 万 9 千戸と過去最多となり、全国の住宅の 13.6%を占める状況となっています。

空き家は、少子高齢化の進展や人口移動の変化などを背景に、増加の一途をたどっており、管理が行き届いていない空き家が生活環境に影響を及ぼすという社会問題が起きています。

「空き家の増加が生活環境に及ぼす影響」

- 防災性の低下
倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下、火災発生の恐れ
- 防犯性の低下
犯罪の誘発
- ごみの不法投棄
- 衛生の悪化、悪臭の発生
蚊、蠅、ねずみ、野良猫の発生・集中
- 風景、景観の悪化
- その他
樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 等

少子高齢化が進展 する中、空き家の有効的な利用のための対応が各地において必要とされています。多久市では、空き家・空き地情報を収集・提供し、市内外の人に利用してもらうため、空き家バンクの取組を行っています。これは空き家・空き地の所有者と空き家・空き地を利用したいと考えている人との結びつきを支援する制度です。

詳しくは市のホームページをご確認ください。

4-A 良好な景観の保全

(1) 現状と課題

●地域の実情に沿った文化財の保護と活用に取り組む必要があります。

本市には国、県及び市が指定する45件の文化財をはじめ、多くの歴史的資源があります。中でも多久聖廟、東原庫舎は、人づくりを重視する多久の気風の象徴となっており、教育の場として、活かした文化的資源として活用されています。一方で、近年、地域における歴史文化の担い手の減少等、文化遺産保護の上で様々な問題が浮き彫りになっています。この諸問題を各主体が共有し、地域の実情に沿った文化財の保護と活用に取り組む必要があります。

●公園施設の長寿命化を図り、計画的な公園緑地の維持管理を行っていく必要があります。

本市では、水辺や森林などの自然資源に身近にふれあえる緑地などの整備を進めてきました。平成29(2017)年度都市計画基礎調査によると、都市公園6箇所(23.29ha)、普通公園17箇所(10.42ha)が供用されています。本市の一人あたりの都市公園面積は16.61m²(令和2(2020)年度末現在)で、国が標準とする10m²以上を達成している状況です。

景観形成と公園の維持管理、緑化の推進の方法として、今ある公園の施設改修や更新を通じて維持管理していくことで、公園施設の長寿命化を図ります。また、公園の清掃などを行うボランティア団体への支援や、市民と行政が協働して公園の計画や活用を行っていくよう、取組を推進していく必要があります。

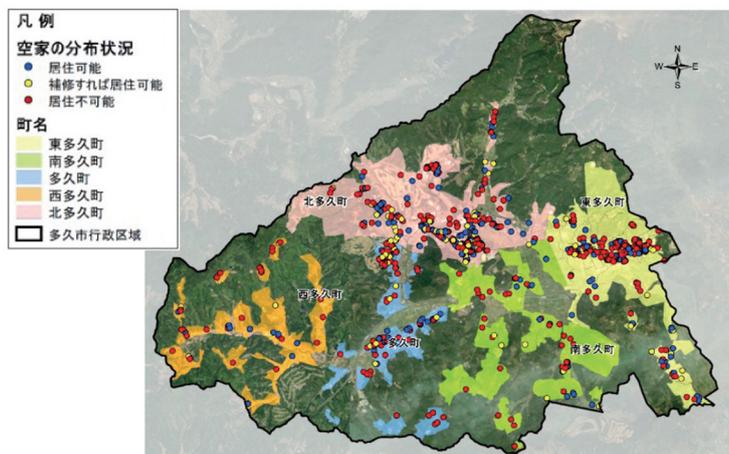


資料：国土交通省 国土数値情報 都市公園データ (H23年度)、
多久市ホームページ 公園

■多久市の主な公園

●まちなみ保全、生活環境の改善、防災面からの空家対策の検討を行う必要があります。

平成30(2018)年住宅・土地統計調査によると、本市の空き家総数は1,470戸、空き家率は18.0%となっています。これは県内の空き家率(14.3%)を上回る状態であり、今後も増加が見込まれます。空き家の増加はまちなみの保全、生活環境の改善、防災面等から対応すべき重要な課題となっています。また、ごみのポイ捨てをさせないモラルの醸成や、犬・猫などペットの管理の改善などが、近隣の住環境を良好に保つための行動として求められています。



資料：多久市空家等対策計画

■空き家の分布状況図

(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

4-A-① 歴史的、文化的遺産や公園・緑地の保全

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
23	歴史的・文化的遺産の保全	指定文化財の保存・修理を行う。 市内遺跡の調査を行う。 【進捗指標】 「歴史的・文化的雰囲気」に関する市民満足度 令和4(2022)年度 38%→令和15(2033)年度 43%	教育振興課
24	公園や緑地の適正管理	公園施設の維持管理を適切に図りながら、遊具や園路等の維持補修など更新を行う。 【進捗指標】 公園遊具について、定期点検1回/年に加え、自主点検1回/年以上を追加	都市建設課
		多久聖廟周辺の景観維持のための清掃活動やボランティア団体等の植栽等の支援を行う。 【進捗指標】 支援件数 令和4(2022)年度 2件→令和15(2033)年度 5件	商工観光課

4-A-② 空き家空き地対策等近隣の住環境構築の推進

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
25	管理不全な空き家の適正管理	管理不全な空き家に対し、自主的な対応を行う空家等所有者に支援を行うとともに、放置を続ける所有者等に対しては、助言・指導を行い、改善が見込めない場合は特定空家等に認定し、法令に基づく措置を行う。 【進捗指標】 管理不全な空き家への指導を徹底するとともに、管理不全な空き家はもとより空き家自体の抑制に努める。	環境課
26	動物との良好な住環境構築の推進	関係機関と連携しながら、犬や猫などのペットの適正飼育に関する指導を行い、人と動物が共生できる社会の推進を図る。 【進捗指標】 犬や猫などの苦情件数 令和4(2022)年度 15件→令和15(2033)年度 10件	環境課

(3) 役割分担

【市民】

- ・文化財を大切にし、保全・伝承活動に参加します。
- ・自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保全に努めます。
- ・居住周りの生活環境の維持に努めます。
- ・空き家、空地情報の提供と登録を行います。

【事業者】

- ・市民の文化活動や文化財の保護を支援します。
- ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建設します。
- ・適正な空き家管理を行うよう所有者等に管理方法や支援策等の情報支援を行います。

5. 環境保全体制



環境目標

心の豊かさを育む教育の啓発・地域づくりの推進

目指す環境像を実現するためには、市民や団体と行政の全てが自主的に活動に参加し、協働して取り組む体制づくりが必要です。その推進力となるのは、本市の環境の素晴らしさに気づき、これについて学び、次の世代へ受け継いでいく心構えです。また、これらの活動を通じて、人とのつながり、地域とのつながりを拡大していく必要もあります。心の豊かさを育む教育と啓発・地域づくりを目指します。

環境保全体制分野では、以下の「5-5-A 環境教育と保全活動の推進」の基本施策を通じて環境目標の達成に取り組めます。

【コラム】持続可能な社会の実現

私たち人類のみならず、この地球に生存する生物が、将来にわたって安心して生活を営んでいくには、より多くの人々が環境意識を高め、日常生活において関わりのある人・物・組織などの環境への影響を理解し、環境に良いと自らが判断した行動を選択していく必要があります。また、環境問題への対応を経済成長の制約ととらえるのではなく、産業構造や経済社会に変革をもたらし、大きな成長につなげる契機とする発想の転換も必要になります。

「脱炭素*」、「自然共生」、「資源循環」など、持続可能な社会の実現には息の長い取組が必要です。今後ますます環境教育の重要性が増していくものと考えられます。

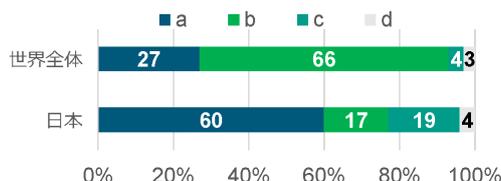
■ 環境問題への認知度は上がった一方、日本の環境意識は諸外国と比べると高いとは言えません。

※2015年に実施された、世界市民会議の調査によると、世界全体では市民の66%が気候変動対策は「生活の質を高めるもの」と回答した一方、日本では市民の60%が「生活の質が脅かされるもの」と回答した。

● 世界市民会議「気候変動とエネルギー」における投票結果（抜粋）

【設問1-2】あなたにとって、気候変動対策は、どのようなものですか？

- a 多くの場合、生活の質を脅かすものである
- b 多くの場合、生活の質を高めるものである
- c 生活の質に影響を与えないものである
- d わからない／答えたくない



【出典】科学技術振興機構「World Wide Views on Climate and Energy 世界市民会議「気候変動とエネルギー」開催報告書」（平成27年7月）

5-A 環境教育と保全活動の推進

(1) 現状と課題

●地域の環境資源を活かした総合的な環境教育を推進する必要があります。

市内の義務教育学校では、学校ごとに環境教育年間計画を作成し、計画的な実践活動を行う取組を行っており、折に触れて学校教育の单元の中で、自然観察会・学習会等を実施しています。

また、中央公民館や地区公民館においても、各種サークルによる生涯学習講座が実施されています。その他、市民主導で企画運営されている「たく市民大学ゆい工房」では、毎年新たな企画事業と通年講座の充実がなされ、本市の生涯学習の中心となっています。

今後、さらにこれらの取組を展開させて、すべての年齢層を対象とする「**■総合的な環境教育の推進**」を行っていきます。

●行政、市民、各種団体、事業者との連携を図り環境保全活動を推進する必要があります。

本市には美化活動や歴史・文化の普及活動のほか、まちづくりやグリーンツーリズムなど様々な活動を行っている団体があります。また、アンケート調査によると、市民の地域活動への参加は地域清掃等の美化活動、花だんづくり等の緑化活動以外はあまり実施されていませんが、今後は取り組んでいく予定と回答した割合の多いものに伝統行事、祭り等への参加・保存活動、文化財保護のための活動、環境問題に関する講演会やシンポジウムへの参加などが挙げられています。

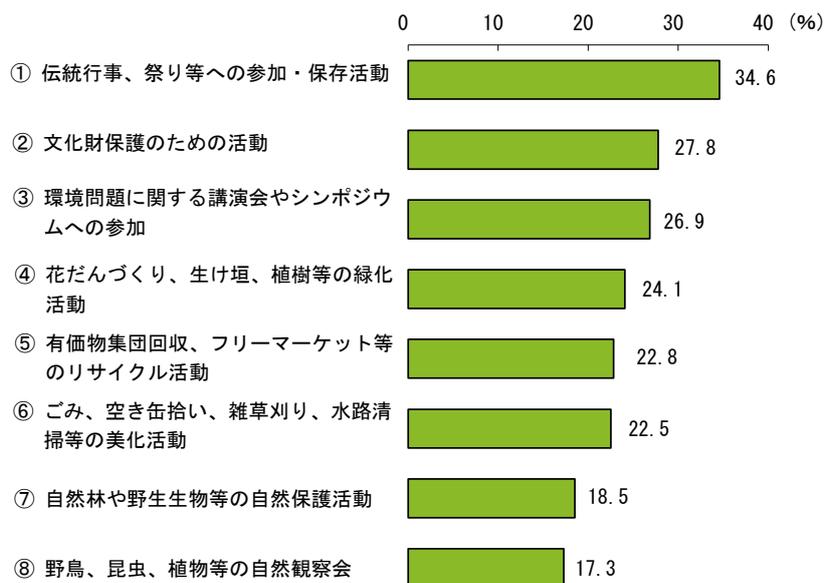
行政、市民、各種団体、事業者との連携を図り、市民の意向を踏まえた「**■環境保全活動の推進**」を進めていく必要があります。

「地域活動に参加する行動」に関する今後の参加意向

※市民アンケート調査結果より

- 問 「参加する」地域活動について、どのように感じていますか。項目ごとにあてはまる満足度に1つだけ○をつけてください。

※「今後は取り組んで行く予定」の回答率を示す。



(2) 市が取り組むべきこと

市が主体で行う取組事業を以下に示します。

5-A-① 総合的な環境教育の推進

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
27	学校教育における「環境教育」の推進	生活科や理科、総合的な学習の時間を通して自然環境への関心を高めるとともに、環境保全活動の推進を図る。 【進捗指標】 各学校のカリキュラムに基づき、すべての学年で実施	学校教育課
28	公民館における自然体験活動の推進	多久の四季の自然を体験する子ども探検隊の実施。 【進捗指標】 子ども探検隊の実施(年4回開催)	教育振興課

5-A-② 環境保全活動の推進

No.	具体的な施策	実施に関する具体的内容	担当課名
29	ボランティア活動・NPO 団体等の環境保全活動の促進	ボランティア団体等の活動を広く周知するなど、加入促進等の支援を行う。 【進捗指標】 ボランティア団体の名簿を作成・公表し、活動を広く周知する。	総合政策課
		ボランティア団体等による清掃活動の推進を図る。 【進捗指標】 県内一斉ふるさと美化活動申請団体数 令和4(2022)年度 45 団体→令和15(2033)年度 45 団体	環境課
		「地域の環境は、自分たちの手で」を目的として、地域住民の理解や協力を得ながら、市道の清掃活動を実施する。 【進捗指標】 道路愛護助成事業申請件数 令和4(2022)年度 152 件→令和15(2033)年度 152 件	都市建設課
30	市立図書館等における環境保全情報の提供	環境に関するテーマの展示の実施。 【進捗指標】 環境月間に合わせ環境に関するテーマの展示(年1回)	教育振興課

(3) 役割分担

【市民】

- ・環境保全団体などの活動に積極的に協力します。
- ・学校、地域などで実施される環境教育事業に積極的に参加します。
- ・自然体験活動などに積極的に参加します。

【事業者】

- ・環境保全団体などの活動を積極的に支援します。
- ・事業所が行う環境保全活動などを従業員の環境教育として実施します。
- ・自然体験活動などの支援や協力を努めます。

第5章 計画の推進

I. 計画の推進体制

1. 推進体制
2. 組織の役割

II. 計画の進行管理

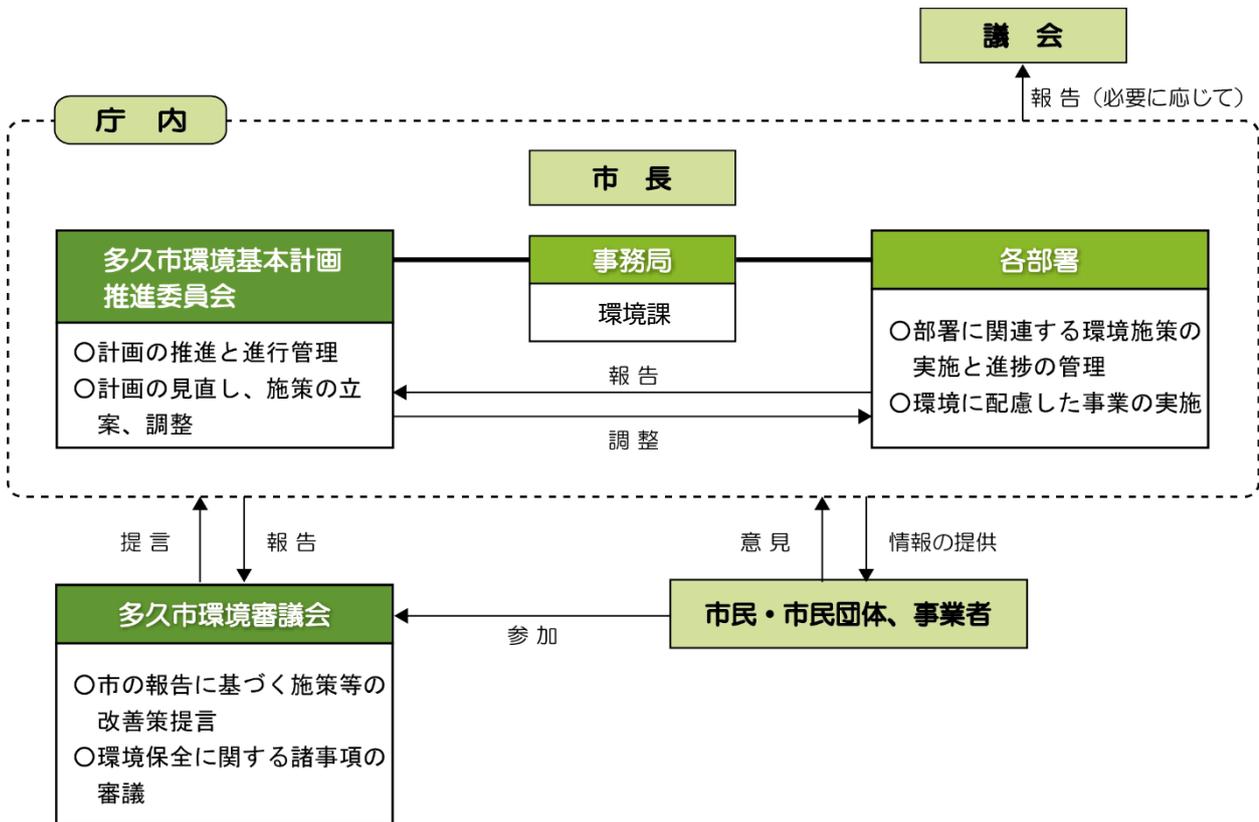
1. 計画の目標と進捗指標
2. 進行管理及び報告

第5章 計画の推進

I. 計画の推進体制

1. 推進体制

本市の環境基本計画の推進は、「多久市環境審議会」、「多久市環境基本計画推進委員会」の2つの組織が連携して、下記のような体制のもと、着実な展開を図ります。



■推進体制

2. 組織の役割

(1) 多久市環境審議会

多久市環境審議会は、多久市環境基本条例（平成24年多久市条例第14号）第19条に基づき設置されるものです。学識者、関係行政機関の職員、関係団体の代表等から構成されます。環境保全に係る諸事項を審議するとともに、環境に係る施策の実施状況等の報告に対して提言や助言を行います。

(2) 多久市環境基本計画推進委員会

各部署で実施される施策について、委員会において施策の進行状況を管理するとともに、進行状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

また、毎年進捗状況等を年次報告書等の形式でまとめるとともに、「多久市環境審議会」等に報告することとします。

Ⅱ. 計画の進行管理

1. 計画の目標と進捗指標

設定した進捗指標は、毎年確認を行うこととします。

ただし進捗指標のうち、市民アンケート調査に基づき目標を設定しているものについては、計画改定時にアンケート調査を実施し、数値の確認を行うこととします。

2. 進行管理及び報告

環境基本計画の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが必要です。

進行管理のためのシステムとして、毎年進捗状況等を年次報告書等の形式でまとめ、多久市環境基本計画推進委員会及び多久市環境審議会の中で進行状況を報告して進行管理を行います。

資料編

- 1 多久市環境基本条例
- 2 多久市環境審議会規則
- 3 多久市環境審議会名簿
- 4 策定経過
- 5 パブリックコメントの概要
- 6 第1次多久市環境基本計画の実績と評価
- 7 環境に関する用語集

1 多久市環境基本条例

平成 24 年 3 月 31 日

条例第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 基本方針（第 7 条－第 16 条）

第 3 章 環境基本計画（第 17 条・第 18 条）

第 4 章 環境審議会（第 19 条）

第 5 章 雑則（第 20 条）

附則

多久市は、佐賀県の中央に位置し、北側に天山、東側に両子山、西側に八幡岳、船山、南側に鬼の鼻山と、周囲を山に囲まれた盆地で、豊かな自然と、県南の気候と県北の気候を有した四季の変化が豊かなところにある。高度成長期の日本を支えた石炭産業の隆盛期には、人口数も最大となり、大いに賑わっていたが、エネルギー政策の変化に伴い、いにしへの文化を今に伝える孔子の里として、特色ある伝統文化を育みつつ、緑あふれる豊かな自然に囲まれ、落ち着いたたたずまいの街となっている。

しかしながら、今日の私たちの生活は、世の中の情勢の変化や進歩にともない、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出するようになり、私たちに豊かな生活の変化をもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、その結果、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境をも、脅かすようになってきている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保しながら、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有しているが、その良好な環境を保ち、将来の世代に引き継いでいく責務もまた負っている。健全で恵み豊かなふるさと多久の環境を維持していくため、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、地球環境への負荷を少なくして、持続的な発展が可能な社会の構築をするため、私たちもまた地球に住む生命体の一員であることを認識して、自然と共生し、地球環境の保全に貢献することにより、豊かなふるさとを次世代に引き継ぐことを願い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、市民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす

事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承し、維持されるよう適切に行われなければならない。

2 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全を行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に取り組み、協力をするものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物の処理その他の公害を発生させないために、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら積極的に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に取り組み協力をするものとする。

第2章 基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を図ること。

(4) 地域の個性を生かした歴史的、文化的遺産の保全と、良好な都市景観及び居住環境の形

成等により、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の助言等)

第9条 市長は、環境の保全上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第10条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減、その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第11条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進、並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握、その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(必要な措置)

第14条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講じることができるものとする。

2 市民等は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な措置を講ずるように求めることができる。

(施策の推進体制の整備等)

第15条 市は、各関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第16条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画等)

第17条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、多久市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第18条 市長は、前条の環境基本計画に基づき、市及び市民等がそれぞれの責務に応じて環境の保全を協働して実践するため、必要な事項を定めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、多久市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の代表
 - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の再任は、妨げない。
- 7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 多久市環境審議会規則

平成 24 年 3 月 31 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多久市環境基本条例（平成 24 年多久市条例第 14 号）第 19 条の規定に基づき、多久市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 36 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 多久市環境審議会名簿

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	岡島俊哉	佐賀大学教育学部（教授）	会長
	中川君隆	多久市東原岸舎西溪校教頭（理科教諭）	
各種団体	藤川範史	多久市商工会（会長）	
	永渕晴彦	多久市農業委員会（会長）	
	中島慶子	多久市男女共同参画ネットワーク（会長）	
	南里カズ子	多久市嘱託員会（代表）	副会長
	富増晃二	多久市校長会（会長）	
行政機関	荒瀬弘之	多久市（副市長）	

4 策定経過

開催日時	内容
令和4年12月6日	多久市環境審議会（第1回）
令和4年12月6日	第2次多久市環境基本計画について審議会へ諮問
令和5年1月6日	市民アンケート調査（～1月24日）
令和5年4月28日	基本計画策定に関する担当課アンケート調査（～5月19日）
令和5年9月27日	多久市環境審議会（第2回）
令和5年12月5日	多久市環境審議会（第3回）
令和5年12月18日	議会との情報交換会
令和6年1月11日	パブリックコメント（～2月9日）
令和6年3月21日	多久市環境審議会（第4回）
令和6年3月21日	第2次多久市環境基本計画について審議会から答申

多市民第 965 号
令和 4 年 12 月 6 日

多久市環境審議会
会長 岡島 俊哉 様

多久市長 横尾 俊彦



第 2 次多久市環境基本計画策定について（諮問）

多久市環境基本条例第 17 条の規定により、第 2 次多久市環境基本計画について審議会に諮問いたします。

令和 6 年 3 月 21 日

多久市長 横尾 俊彦 様

多久市環境審議会
会長 岡島 俊哉



第 2 次多久市環境基本計画策定について（答申）

令和 4 年 12 月 6 日付け多市民第 965 号をもって諮問された第 2 次多久市環境基本計画策定について、本審議会で審議を重ねた結果、本日ここに別冊のとおり「第 2 次多久市環境基本計画」を答申します。

今後、本計画の内容と進捗状況については、市民に対し十分に説明されるとともに、本審議会の意見等を尊重し、計画の実現に努められ、多久市の豊かな環境を将来にわたって継承されるよう切に要望します。

5 パブリックコメントの概要

以下のとおり、本計画へのパブリックコメントを募集しました。

○対象者

- ・市内に居住する者
- ・市内に通勤又は通学する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する者
- ・パブリックコメントに係る事案に対し利害関係を有する者

○募集期間

- ・令和6年1月11日～2月9日

○寄せられた意見

- ・意見はありませんでした

6 第1次多久市環境基本計画の実績と評価

■進捗指標と数値目標の達成状況

基本施策(10)	進捗指標(16)	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	実績値 (実績年)	評価 ^{注1}
1 自然環境 (里地里山) の保全	森林・耕作地の荒廃対策	2.3 ha (H24 年度)	7.0 ha (R5 年度)	4.06 ha (H26～R4)	×
2 自然環境の 活用とふれ あいの場の 創出	自然観察会・学習会の開催回数	0 回 (H25 年度)	2 回 (R5 年度)	45 回 (H26～R4)	○
	「水辺とのふれあい」に関する市民の満足度	24.6 % (H24 年度)	35% % (R5 年度)	23.8 % (R4 年度)	×
3 大気環境の 保全、騒音・振動、 悪臭の対策	「しずけさ(道路交通によるもの)」に関する市民の満足度	38.5 % (H24 年度)	50.0 % (R5 年度)	51.9 % (R4 年度)	○
	自動車騒音調査 面的評価 (道路近傍騒音レベル) 基準値昼 70dB、夜 65dB (調査対象全戸数)	83.1 % 昼夜とも基準値 以下の割合 (H24 年度) (調査対象全戸数)	80.0 %以上 昼夜とも基準値 以下の割合 (R5 年度) (調査対象全戸数)	85.9 % (R4 年度)	○
4 水環境の保 全	污水处理人口普及率	48.92 % (H24 年度)	67.0 % (R5 年度)	61.7 % (R4 年度)	×
	多久市内でホテルが見られる箇所	20 箇所 (H25 年度)	25 箇所 (R5 年度)	21 箇所 (R4 年度)	×
5 文化財と歴 史的なまちな みの利活用	「歴史的・文化的雰囲気」に関する市民の満足度	30.7 % (H24 年度)	50.0 % (R5 年度)	38.0 % (R4 年度)	×
6 景観形成と 公園・緑地 (みどり)の整 備	景観保全にかかる地区の 関係区民との意見交換 会や協議会の回数	0 回 (H25 年度)	2 回 (R5 年度)	0 回 (H26～R4)	×
7 省エネルギー 対策	市の施設の CO ₂ 排出量と 削減率 ※H16 年(2004 年)を基 準年とする CO ₂ 換算温室 効果ガス排出量、削減率	6,590,637 kg (H16 年)	6.0 %削減以 上を保つこと (R5 年度)	7.6 % 6,089,064 kg (R4 年度)	○
8 再生可能エ ネルギーの 導入	公共施設への再生可能 エネルギー設備の導入数	3 箇所 (H25 年度までの累計)	5～10 箇所 (R5 年度までの累計)	5 箇所 (H26～R4)	○
	各戸住宅用太陽光発電 の導入数	253 箇所 (3.2 %) (H24 年度までの累計)	400 箇所 (5.1 %) (R5 年度までの累計)	888 箇所 (11.2 %) (H26～R4)	○
9 省資源化対 策・循環型 社会の構築	コンポスト容器の設置補 助数(累計)	681 基 (H24 年度)	750 基 (R5 年度)	705 基 (R4 年度)	×
	市民一人、一日当たり のごみ排出量※家庭系ご み	744 g (H24 年度実績)	642 g (R5 年度)	581 g (R4 年度)	○
	リサイクル率	24.32 % (H24 年度実績)	30.7 % (R5 年度)	10.6 % (R4 年度)	×
10 環境学習と 保全活動の 推進	環境活動協力市民組織 数	4 団体 (H25 年度)	8 団体 (R5 年度までの累計)	13 団体 (R4 年度)	○

(注1) ○：目標値達成率 100%以上 △：目標値達成率 80%以上 ×：目標値達成率 80%未満

7 環境に関する用語集

索引	用語	意味	ページ
あ	エコアクション21	環境省が策定した環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取り組みを主体的・積極的に行なうための方法を定めたものであり、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるよう工夫されています。	P27
	エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えめにするなどがあります。	P27
	SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)	2015年9月国連で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)を略した言葉です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲットおよびその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。	P4 P11 P22
	温室効果ガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外に向かう赤外線を吸収する、二酸化炭素やメタン、亜酸化窒素、フロンなどの気体のことです。化石燃料の使用や森林の減少など人間の経済活動の発展により、温室効果ガスの量が増えており、それによって大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられており、様々な悪影響を及ぼしています。	P11 P12 P24 P25 P26
か	外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。このような外来生物が国内に侵入し定着してしまうと、日本固有の生態系に様々な影響を及ぼしたり、人に危害を加えたり、病気を拡げたり、あるいは農林水産業へ被害を及ぼす可能性があります。	P2 P31 P32
	グリーントランスフォーメーション(GX)	単に化石燃料をクリーンエネルギーに転換するだけではなく、それによって起こる産業や社会の構造の変化や再構築までを含めた取り組みです。脱炭素社会を構築しながら、私たちの産業や生活を維持するだけでなく、むしろ発展させ、より快適な社会を作ることを目的としています。	P12
	昆明・モントリオール生物多様性枠組	2022年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標です。 新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲットおよびその他の関連要素から構成されています。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。 なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。	P11 P12 P31

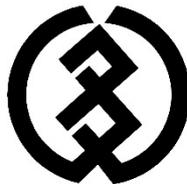
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として継続的に利用することができるものです。エネルギー自給率の向上と地球温暖化対策効果に優れているといった利点があります。	P14 P25 P26 P27
	サーキュラーエコノミー（循環経済）	経済活動において、「モノやサービスを生み出す」、「消費する」、「廃棄する」などのあらゆる段階で環境負荷を事前に考慮し、可能な限り新しい資源の利用を抑え、地球上の資源を循環させるための設計を前提として、既存の経済システムを改変していくことです。	P12
	3R（スリーアール）	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称です。 リデュースは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。 リユースは、使える物は、繰り返し使うことです。 リサイクルは、ごみを資源として再び利用することです。	P28
	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としてしています。	P19 P24 P28 P29
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。	P11 P12 P31
	Z E H（ゼッチ）	Net Zero Energy house(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称です。高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減につながります。さらに、室温差によるヒートショック等を防ぐ効果も期待できるなど、健康面のメリットも。電気料金の抑制や停電時に自宅で作った電力を使える防災力の高さも特徴です。	P25
	Z E B（ゼブ）	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。 建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。	P25

	ゼロカーボン・ドライブ	太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)を使用した、電動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV))を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブのことをいいます。	P25
た	脱炭素(カーボンニュートラル)	人の活動による温室効果ガスの排出量と吸収量を同じにすることで、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることです。世界で120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。日本も2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。	P11 P12 P25 P41
	地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。 近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいます。 温室効果ガスが現在の傾向で増加し続けると、21世紀中に地上の平均気温が1.8度から3.4度の範囲で上昇するといわれており、その結果、氷河の融解や海面の膨張による海面上昇、異常気象の増加、気候の変化による農業への影響、生態系への悪影響などが予想されています。	P2 P11 P12 P19 P24 P25 P26
	地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)	人為的な活動による地球の変化を項目別に整理し、その変化は人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会が発展し繁栄できるが、境界を越えれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとする考え方です。	P11
	トップランナー基準	エネルギーの使用の合理化に関する法律に準拠する基準です。製造業者等に省エネ型の製品を製造するよう、基準値を設けてクリアするように課した措置のことです。 トップランナー方式では対象機器の省エネルギー基準を、現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能に設定します。それぞれの製品の性能は、省エネラベル、統一省エネラベルで確認することができます。対象製品に乗用自動車、エアコン、テレビ、複写機、電子計算機、電子レンジ、プリンターなどがあります。	P25 P27
は	パリ協定	2015年12月にパリ(フランス)で開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を2度より十分下方に抑えるとともに、1.5度に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指しています。	P11
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	大気中に浮遊している直径が2.5μm(マイクロメートル)以下の超微粒子(1μmは1mmの千分の一)で、大気汚染の原因物質の一つです。粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。	P33 P34 P35



市旗

市の力強く発展する姿を象徴する市のかえでと、市の花うめを図案化したものです。かえでの七葉は、地・水・火・風・空・見・識を表徴しています。うめの花は厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。幹は、剛毅と無辺なる躍進を表しています。昭和49年(1974)5月に定められました。



市章

漢字で「多久」を表記し、市の大同団結と躍進を象徴したもので、昭和29年(1954年)11月に決定しました。



市の花(うめ)

市制20周年を記念して市の花に制定されたうめは、毎年早春になると、街によい香りをただよわせはじめます。春の訪れを知らせるうめの花は、厳しい霜雪に耐え、百花に先駆けて咲き、芳香を放ち、清楚・高潔・忍耐を表しています。市内の公園などに数多く植えられており、色とりどりの花が咲き誇り、街を彩っています。うめは美しいもののたえでもあり、自然の美しい多久市を象徴しています。



市の木(かえで)

初夏には新緑の葉がまぶしく、秋になると紅葉をはじめのかえで。市花のうめとともに市制20周年を記念して制定されました。かえでは霜が降りころになると黄葉、紅葉します。盆地で温度差のある地形が、紅葉の美しさをより際立たせています。

第2次多久市環境基本計画

発行：令和6年3月

発行元：多久市 環境課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL：0952-75-6117 (直通)

FAX：0952-75-2757

e-mail：seikatsukankyo@city.taku.lg.jp



多久翁さん